

うきは市告示第109号

令和2年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月27日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和2年6月5日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君

組坂 公明君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

櫛川 正男君

佐藤 裕宣君

中野 義信君

○6月8日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年6月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 委員会調査報告(議会改革特別委員会)
- 日程第5 請願の取下げについて
- 日程第6 議案上程(報告第1号から報告第3号まで3件、議案第27号から議案第41号まで15件、請願第2号1件)
- 日程第7 市長の提案理由説明
- 日程第8 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例等の一部改正について)
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第13 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度うきは市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第14 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(固定資産評価員の選任について)
- 日程第15 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度うきは市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第16 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度うきは市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第17 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第18 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度うきは市国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第19 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
- 日程第20 議案第39号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 請願の委員会付託（請願文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告（諸般の報告・行政報告）
- 日程第4 委員会調査報告（議会改革特別委員会）
- 日程第5 請願の取下げについて
- 追加日程第1 議長辞職について
- 追加日程第2 選挙第1号 議長選挙について
- 追加日程第3 副議長辞職について
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について
- 追加日程第5 決定第1号 議席の一部変更について
- 追加日程第6 会議録署名議員の追加指名
- 追加日程第7 決定第2号 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について
- 日程第6 議案上程（報告第1号から報告第3号まで3件、議案第27号から議案第41号まで15件、請願第2号1件）
- 日程第7 市長の提案理由説明
- 日程第8 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第13 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計

補正予算（第7号）

- 日程第14 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）
- 日程第15 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第16 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第17 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第18 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第19 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
- 日程第20 議案第39号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 請願の委員会付託（請願文書表）

出席議員（14名）

1番	佐藤 茂和君	2番	組坂 公明君
3番	野鶴 修君	4番	竹永 茂美君
5番	岩淵 和明君	6番	鎗水 英一君
7番	熊懷 和明君	8番	佐藤 湛陽君
9番	上野 恭子君	10番	江藤 芳光君
11番	伊藤 善康君	12番	櫛川 正男君
13番	佐藤 裕宣君	14番	中野 義信君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	宮崎 恵君
記録係	加藤 裕介君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一郎君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長	中野昭一郎君	監査委員事務局長	佐藤 重信君
会計管理者	松岡 美紀君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	出利葉隆之君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に8番、熊懐和明議員、9番、中野義信議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間としたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付をしております諸般の報告文書を御覧ください。

4月9日、福岡県南市議会議長会を初め、4月以降の市議会議長会関係の会議は書面会議による開催となっておりますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本6月定例会は、補正予算や条例改正などに関して御審議をお願いするわけではありますが、3月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。

皆様御承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い発出された国の緊急事態宣言等により、市内はもとより全国的に行事、イベント等が中止もしくは延期となり、報告事項も少なくなっておりますことを申し添えさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

総務産業常任委員会並びに厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施されておられません。

また、議会改革特別委員会から申出がございましたので、その調査報告を求めます。9番、中野議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（中野 義信君） それでは、議会改革特別委員会の関係を報告させていただきます。

5月1日に一応資料を渡して、それぞれ日にちごとに内容等について書かせていただいております。ただ、最後の5月1日ですか、その関係がなかったものですから、それを36ページなり37ページに載せておりますので、若干ページが変わっておることを申し上げたいと思います。

それでは、委員会調査報告。

平成30年6月議会において、全議員による議会改革特別委員会を設置して、議会改革に関する種々の調査を行いながら検討を重ねてきましたが、一定の調査が完了しましたので、その結果について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告をさせていただきます。

委員会の協議につきましては、おおむね毎月1回開催し、これまで23回の会議を重ねてきました。会議の詳細については、調査報告書に開催回ごとに要点を記載しておりますので、確認をお願いいたします。それぞれ長くなりますものですから、一応前回も少し申しあげました最後の38ページ、39ページに決定事項を書かせていただいておりますので、それにつきまして説明を申し上げたいと思います。

最初に（1）の議会報告会につきましては、これまでの議会報告会の総括を踏まえて意見交換会実施要綱を改正して、より多くの市民の皆さんから意見が聞けるよう、各自治協議会に地域が抱える諸課題を出していただき、自治協議会単位に意見交換会を開催することにしました。平成30年度では、自治協議会ごとに開催し、令和元年度は、総務産業常任委員会並びに厚生文教常任委員会に分かれて、所管に関する各種団体、地元高校生と行い、意見交換会の結果を踏まえて市長への提言を行っております。

（2）の議会基本条例の検証については、これまでの議会活動について、各条文に照らしながら検証を実施しました。また、併せて条例の見直しの検討を行い、今後は議会運営委員会において継続して協議することにしていきます。

（3）議会基本条例に基づく自由討議の拡大・推進については、議員間で自由討議を行う機会を設け、政策課題を出し合いテーマを絞りながら調査・研究を重ねて、政策提言に結びつけるよう取り組むことしております。

（4）政治倫理に関する条例制定については、既に制定されている現行条例を維持することとされています。

（5）県議会と連携強化、隣接市町村議会交流の推進については、県議会議員と情報交換の場や、必要に応じて近隣の市町議会との意見交換会を実施することとされています。

（6）常任委員会の運営については、傍聴者に分かりやすい会議運営の観点から、公開が可能

な範囲において会議資料を閲覧していただくことにしました。また、傍聴規則の見直しを検討して改正を行っております。

(7) 議会施設等の整備については、議会活動の機能強化を図るための施設整備等の検討を行い、今後、議会関係図書を整備すること、またペーパーレス化、議会ICT化による運営の効率化のため、議員タブレット端末の導入についても今後、執行部と協議をしていくこととし、タブレットの運用を体験する議員研修を実施しております。

(8) 政務活動費については、議会活動の充実強化と予算の両面から検討して、現状を維持することとしました。

(9) 事業評価については、評価すべき事業を選定して、その事業成果を検証しながら、議会として評価をまとめて執行部へ提言していくことになりましたが、まずは事業評価の進め方について、現行の決算委員会での審議や総括質疑の結果を踏まえて、今後、協議していくことにしております。

(10) 将来のうきはを担う若者及び女性議員の確保対策について及び(11) 議員定数については、若者や女性及び子育て世代が立候補しやすい環境の整備を求められていることや、全国的にも地方議会議員の成り手不足、市議会選挙の投票率の低下を指摘する意見が出されましたが、その課題解決は容易なことではありません。今後、先進的事例等も調査しながら、併せて協議していくことにしております。

(12) うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の見直し検討については、特に刑事事件に関わる規定を設けていなかったため、刑事事件に関して厳格に対処する必要があることから、新たな規定を追加などして条例の改正を行っております。

(13) 常任委員会の所管の見直し検討については、都市計画準備課の新設、それを所管する常任委員会の協議の中で、改めて両常任委員会の所管のバランスについて事業量・予算等から比較を行い検討しております。結果として、都市計画準備課は総務産業常任委員会が所管することとし、両常任委員会のバランスについては、今後も継続して協議していくことにしております。

以上で、議会改革特別委員会からの報告を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質問を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

日程第5. 請願の取下げについて

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第5、請願の取下げについてを議題とします。

令和2年第1回定例会において上程されました令和2年請願第1号かわせみホール存続に関する請願につきましては、総務産業常任委員会に付託され、継続審査事件となっておりますが、お手元に配付のとおり、本年5月25日付で請願者より取下げ願いが提出されました。会議の議題となりました請願の取下げにつきましては、会議規則第85条の規定により、議会の承認を得なければなりません。

お諮りします。令和2年請願第1号について、請願者の申出のとおり取下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、令和2年請願第1号の取下げについては承認することに決しました。

ここで暫時休憩とします。これより議会構成の人事を予定しておりますので、執行部の皆様はここで退席をお願いいたします。お集まりいただく時間は改めてお知らせをいたします。議員の皆様は、9時25分より再開します。

〔執行部退席〕

午前9時12分休憩

.....
午前9時24分再開

○議長（**櫛川 正男君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 議長辞職について

○議長（**櫛川 正男君**） ここから私の一身上の事件となりますので、議長を副議長に交代をいたします。

江藤副議長、議長席へお着き願います。

〔副議長 江藤 芳光君議長席に着く〕

○副議長（**江藤 芳光君**） ただいま発言がありましてとおおり、議長を副議長として交代をさせていただきます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行わせていただきます。

このたび櫛川正男議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江藤 芳光君） 全員異議なしと認めます。

したがいまして、議長の辞職についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、榎川正男議員の退席を求めます。

〔14番議員 榎川 正男君 退席〕

○副議長（江藤 芳光君） まず辞職願を局長に朗読させます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 令和2年6月5日、うきは市議会副議長江藤芳光様。うきは市議会議長榎川正男。

辞職願。

このたび、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（江藤 芳光君） 以上でございます。

それではお諮りをいたします。榎川正男議員の議長の辞職を許可することについて、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江藤 芳光君） 全員異議なしと認めたいと思います。したがいまして、榎川正男議員の議長の辞職を許可することに決しました。

それでは榎川正男議員の入場を許可します。

〔14番議員 榎川 正男君 入場〕

追加日程第2. 選挙第1号

○副議長（江藤 芳光君） お諮りいたします。ただいま議長が欠員となっておりますので、議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江藤 芳光君） 全員異議なしと認めます。

それでは、議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程第2、選挙第1号議長選挙についてを議題とし、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（江藤 芳光君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者でございます。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定いたします。

ただいまの出席議員は全員、14名でございます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（江藤 芳光君） 確認をいたします。投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江藤 芳光君） 全員配付されていますね。それでは、配付漏れはなしと認めます。投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（江藤 芳光君） 今、確認いただいたとおりでございますので、異状なしと認めさせていただきます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。なお、他事記載並びに白票については無効といたします。

ただいまから投票を行います。投票用紙には被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。

それでは、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。投票箱は発言席前でございます。それではお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 佐藤 茂和議員	2 番 組坂 公明議員
3 番 佐藤 裕宣議員	4 番 野鶴 修議員
5 番 竹永 茂美議員	6 番 岩淵 和明議員
7 番 鍮水 英一議員	8 番 熊懷 和明議員
9 番 中野 義信議員	10 番 佐藤 湛陽議員
11 番 上野 恭子議員	12 番 伊藤 善康議員
13 番 江藤 芳光議員	14 番 櫛川 正男議員

.....

○副議長（江藤 芳光君） 投票が終了いたしました。投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江藤 芳光君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了させていただきます。

直ちに開票を行います。開票立会人に議席番号1番、佐藤茂和議員、議席番号2番、組坂公明議員を指名いたします。両議員は立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（江藤 芳光君） それでは、開票が終わりました。選挙の結果を報告いたします。局長に報告をさせます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、中野義信議員6票、江藤芳光議員6票、伊藤善康議員2票です。

以上でございます。

○副議長（江藤 芳光君） 以上のおりでございますが、中野義信議員と江藤芳光議員の投票数と同じであり、しかも法定得票数4票を超えております。したがって、地方自治法第118条の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選者は、くじで決めることとなります。

くじの手続について申し上げます。くじは2回引きます。まず1回目は、くじを引く順序を決めます。2回目は、その順序に基づいて当選人を決定するくじを引いていただきます。なお、1番くじを引かれた方を当選人といたします。事務局は、くじを抽せん機に入れてください。

くじにつきましては、1番、2番の番号が記入されておりますので、その順番でくじを引く順番を決めていただきます。中野義信議員、前のほうまでお願いをいたします。

〔くじ引き〕

○副議長（江藤 芳光君） それでは、当選人を決定するくじの順序が決まりましたので報告します。初めに中野義信議員、次に江藤芳光議員、以上のおりでございます。ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。私も前に移動いたします。

〔くじ引き〕

○副議長（江藤 芳光君） くじの結果を報告します。中野義信議員が当選のくじを引かれました。したがって、中野義信議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中野義信議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。議場の入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（江藤 芳光君） 議長に当選されました中野義信議員に当選承諾及び挨拶を求めます。中野義信議員、登壇願います。

○議員（9番 中野 義信君） ただいま議長に当選をさせていただきました中野義信です。それ

こそまだ1期半ですから、非常に分からないことも多いと思いますけれども、議員の皆さんの御支援をいただきながら、しっかりと存在のあるうきは市議会にさせていただきたいなということで思っておりますので、皆さん方の御支援のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（江藤 芳光君） これをもちまして議長と交代をいたします。中野議長、議長席に着席をお願いいたします。

〔副議長退席 中野 義信君議長席に着く〕

○議長（中野 義信君） それでは、私、中野義信が、議長の職務を務めさせていただきたいと思っております。

ここで暫時休憩といたします。開会は10時ちょうどということでお集まりをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

午前9時47分休憩

午前9時56分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3. 副議長辞職について

○議長（中野 義信君） このたび、江藤芳光議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、江藤芳光議員の退席を求めます。

〔13番議員 江藤 芳光君 退席〕

○議長（中野 義信君） まず、辞職願を局長に朗読させます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 令和2年6月5日、うきは市議会議長中野義信様。うきは市議会副議長江藤芳光。

辞職願。

このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（中野 義信君） お諮りします。江藤芳光議員の副議長の辞職を許可することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、江藤芳光議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

江藤芳光議員の入場を許可します。

〔13番議員 江藤 芳光君 入場〕

追加日程第4. 選挙第2号

○議長（中野 義信君） お諮りします。ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

それでは、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程第4、選挙第2号副議長選挙についてを議題とし、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中野 義信君） 念のため申し上げますが、当選人は法定得票数を超えた最多得票者です。得票数が同じの場合は、くじで当選人を決定します。

ただいま出席議員は14名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中野 義信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（中野 義信君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、他事記載並びに白票については無効とします。

ただいまから投票を行います。投票用紙は、被選挙人氏名、苗字と名前を記載してください。

それでは、事務局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番 佐藤 茂和議員	2 番 組坂 公明議員
3 番 佐藤 裕宣議員	4 番 野鶴 修議員
5 番 竹永 茂美議員	6 番 岩淵 和明議員
7 番 鎌水 英一議員	8 番 熊懐 和明議員
9 番 中野 義信議員	10 番 佐藤 湛陽議員
11 番 上野 恭子議員	12 番 伊藤 善康議員
13 番 江藤 芳光議員	14 番 榎川 正男議員

○議長（中野 義信君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。開票立会人に議席番号1番、佐藤茂和議員、議席番号2番、組坂公明議員を指名します。両議員は立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（中野 義信君） 選挙の結果を報告します。局長に報告させます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、佐藤裕宣議員8票、熊懐和明議員6票。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、最多得票の佐藤裕宣議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中野 義信君） ただいま副議長に当選されました佐藤裕宣議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項により当選の告知をします。

副議長に当選されました佐藤裕宣議員に、当選承諾及び挨拶を求めます。佐藤裕宣議員、登壇願います。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） ただいまの副議長選挙の結果を受けまして、今ただ身の引き締ま

る思いと緊張感でいっぱいでございます。所信表明の折にも申し上げましたが、私はまだ1年生議員であり若輩者、そして不足の多い人間でございます。そういった私を選任してくださった皆様方の勇気と、そして度量といえますか、広いお心に心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

職責の重さというものを常に頭に置きながら、そして裕宣を選任してよかったと皆様方に思っただけのような何かを私自身、模索しながら、そして皆様のお知恵を拝借しながら、この2年弱の間に形にしていかなければならないというふうに考えております。また、選挙をさせていただいた熊懐議員が所信表明のときにおっしゃっておられました、副議長の仕事というのは、議長を支えていくことだと、そういった熊懐議員のお言葉もしっかりと胸に刻んで、この大役を務めさせていただきたいと思っております。皆様方の御協力と、そして御指導、御鞭撻、よろしく願います。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。

午前10時14分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

追加日程第5. 決定第1号

○議長（中野 義信君） お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5、決定第1号議席の一部変更についてを議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

局長に朗読させます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決定第1号議席の一部変更について。

うきは市議会会議規則第4条第3項の規定により、議席を次のとおり変更する。令和2年6月5日。うきは市議会議長中野義信。変更のみ報告をします。

3番、野鶴修議員、4番、竹永茂美議員、5番、岩淵和明議員、6番、鍮水英一議員、7番、熊懐和明議員、8番、佐藤湛陽議員、9番、上野恭子議員、10番、江藤芳光議員、11番、伊藤善康議員、12番、櫛川正男議員、13番、佐藤裕宣議員、14番、中野義信議員。

以上です。

○議長（中野 義信君） お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

追加日程第6. 会議録署名議員の追加指名

○議長（中野 義信君） お諮りします。会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第6、会議録署名議員の追加指名を議題とします。

先ほど会議録署名議員に私、中野義信が指名されていましたが、議長に選任されましたので、会議録署名議員として9番、上野恭子議員を追加指名いたします。

追加日程第7. 決定第2号

○議長（中野 義信君） お諮りします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第7、決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

ただいまから事務局長に朗読をさせます。事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決定第2号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について。

うきは市議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員を次のとおり指名する。令和2年6月5日。うきは市議会議長中野義信。

委員会名、定数、委員氏名の順に読ませさせていただきます。

総務産業常任委員会、定数7人。伊藤善康議員、組坂公明議員、中野義信議員、江藤芳光議員、熊懷和明議員、鏈水英一議員、佐藤茂和議員。

厚生文教常任委員会、定数7人。佐藤湛陽議員、竹永茂美議員、佐藤裕宣議員、櫛川正男議員、上野恭子議員、岩淵和明議員、野鶴修議員。

議会運営委員会、定数6人。櫛川正男議員、熊懷和明議員、伊藤善康議員、佐藤湛陽議員、竹永茂美議員、組坂公明議員。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。以上のおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

追加日程第8. 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告について

○議長（中野 義信君） お諮りします。常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を日程に追加し、日程の順序を変更して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第8、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果を報告します。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会において、互選をしていただくことになっております。互選の結果を議長まで報告いただいておりますので、ただいまから事務局に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（石井 良忠君） 常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任について報告。

うきは市議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長が次のとおり互選されたので報告する。令和2年6月5日。うきは市議会議長中野義信。

委員会名、委員長名、副委員長名の順で読み上げます。

総務産業常任委員会委員長、伊藤善康、副委員長、組坂公明。厚生文教常任委員会委員長、佐藤湛陽、副委員長、竹永茂美。議会運営委員会委員長、櫛川正男、副委員長、熊懐和明。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。以上のとおりです。

以上で、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長の選任結果報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。1時15分から再開いたします。

午前11時49分休憩

午後1時15分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程の関係で、改めて議事日程を配付しておりますので、御確認ください。

日程第6. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第6、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第3号まで3件、議案第27号から議案第41号まで15件、請願第2号1件を上程いたします。

日程第7. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第7、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和2年第2回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にも関わりませず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において、原因となる病原体が特定されていない複数の肺炎が発生をいたしました。この新たな災害とも言える新型コロナウイルス感染症は、急速に世界中に感染が拡大し、5月、先月末現在、世界の213の国と地域で559万人が感染し、死者は35万人となっております。日本でも感染が広がり、6月3日現在では1万7,018人が感染し、903名の方がお亡くなりになられております。福岡県では、うきは市内の感染症は確認されておりませんが、福岡・北九州地域を中心に感染者786名、死亡者27名となっております。

国は4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、これを受けて、対象地域となった福岡県は外出や移動の制限、民間事業者や施設の休業要請、学校の休業などの緊急事態措置を行いました。

5月中旬になって感染者数が減少し、福岡県を含む39の県については5月14日に緊急事態宣言が解除され、その後、5月25日には全国の全ての都道府県で解除されました。しかし、この緊急事態宣言に基づく緊急事態措置によって、国民生活や社会経済活動に大きな影響が生じております。このことから、国は事業規模108兆円の第1次補正予算を4月30日に成立させ、収入が大幅に減少した世帯や事業者等に対する緊急経済対策を行いました。さらに追加支援策として、事業規模117兆円の第2次補正予算が5月27日に閣議決定されたところであります。また福岡県も独自の緊急支援対策を決定したことから、うきは市も国と県の支援を補完、補強する施策を決定し、速やかな実施とさせていただくことで、執行予算を4月24日に専決をさせていただきました。さらに本定例会では、支援策の第2弾として、一般会計補正予算（第3号）を提案させていただいております。

さて6月に入り、梅雨の季節となりました。九州北部は平年では6月5日、本日が梅雨入りとなっておりますが、今年は来週後半に予想されている雨で、梅雨入りの発表があるのではないかと見込まれているようであります。これからは、大雨や台風の影響を受ける季節になります。うきは市に大きな災害をもたらした九州北部豪雨から間もなく8年が経過しようとしております。平成29年7月の朝倉市、東峰村及び日田市を中心とする記録的な豪雨災害、平成30年の西日本豪雨など、地球の気候変動によって豪雨災害がいつどこで発生するかは予想できません。特に梅雨末期の雨には、十分警戒を強めていく必要があります。そのためには不断の訓練と備えが何よりも重要であると認識しておりますし、協働を保全し、市民の皆様の生命・身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策であります。今後とも災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。また、災害時の避難については、新型コロナウイルス感染症対策の避難所開設マニュアルを作成し、感染防止にも努めてまいります。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として、四半期ごとにGDP速報を発表しております。5月18日に1次速報として発表された、今年1月から3月期の国内総生産の実質GDP成長率はマイナス0.9%で、年率換算ではマイナス3.4%となっております。名目GDP成長率はマイナス0.8%、年率換算ではマイナス3.1%となっております。また、内閣府が5月28日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解であります月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面極めて厳しい状況が続くと見込まれるとしております。

緊急事態宣言が続いた4月、5月の影響は、次の4月から6月期の四半期別GDP成長率にも

大きな影響を及ぼすものと思われ、経済の回復には相当の期間が必要かと思われ。うきは市としましては、今、早急に対処しなくてはいけない事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の防止対策を最優先としつつ、市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、収入が大幅に減少した世帯や事業者等に対する緊急経済支援を継続していくことであると、このように考えております。

これらの事業の実施に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き、議員の皆様のご協力の下、事業の推進を図るとともに、コロナ後の日常生活を取り戻し、将来像でもあります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩るうきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって務めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件4件、予算案件1件、報告案件3件、その他の案件10件となっております。

まず報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか、計15事業につきまして、令和元年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第2号は、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項公共下水道事業費の1事業につきまして、令和元年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

議案第27号から議案第35号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第27号は、うきは市税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例等の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第28号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第29号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方交付税等の歳入が確定したことに伴い、補正予算の専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,377万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税1,062万5,000円、地方交付税2億5,784万1,000円の増額補正と、基金繰入金2億5,800万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費を57万円増額して調整をしております。

議案第30号は、固定資産評価員の選任に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

税務課長の異動に伴い、固定資産評価員の選任について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第31号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症対策の第1次独自支援策として計上しました中小企業、小規模事業者への緊急支援金1億円を含む補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,296万円とするものでございます。

歳入は、基金繰入金1億2,410万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費1億1,770万円、教育費では小学校費316万1,000円、中学校費323万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第32号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症対策における特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億6,649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億4,945万7,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金29億6,649万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費29億2,659万9,000円、民生費では児童福祉費3,989万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第33号は、令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症対策における傷病手当金に係る補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,976万7,000円とするものでございます。

歳入は、県補助金93万4,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、保険給付費に傷病手当金93万4,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第34号は、うきは市国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給するため、うきは市国民健康保険条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第35号は、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第36号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,972万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億2,918万2,000円とするものでございます。

歳入は国庫負担金252万円、国庫補助金1億9,720万5,000円、寄附金500万円の増額補正と、基金繰入金2,500万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費7,646万4,000円、民生費では生活保護等対策費336万円、農林水産業費では林業費165万円、商工費では商工費3,270万円、教育費では小学校費4,758万円、中学校費2,664万円の増額補正と、議会費では議会費360万円、消防費では消防費553万3,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第37号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは

市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号通知カードの再交付が廃止されたため、うきは市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号は、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第8. 報告第1号

○議長（中野 義信君） 日程第8、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、こんにちは。企画財政課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元に報告第1号と書かれた一般会計繰越明許費繰越計算書を御準備願います。併せて、令和元年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料と書いたA4の横長、その資料も併せて御覧いただきたいと思います。

報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和元年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製したもので、同項の

規定により報告する。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページを御覧ください。

繰越明許費繰越計算書については、令和元年度中に承認をいただいた分のうちで、令和2年度への繰越額が確定しましたので、これを報告するものでございます。なお、表中左から4列目の金額は、令和元年度中に繰越明許費として御議決をいただいた金額、そして、その右側の翌年度繰越額は、実際に繰り越すことになった確定額になります。今から款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げまして、財源内訳については省略をさせていただきます。

まず、2款1項、市有財産管理費1,095万4,000円。公共施設個別計画策定支援業務委託料等の分となります。

次に、6款1項、農業振興一般管理費671万9,000円。農業機械・施設災害災害復旧費補助金分になります。

次に、6款1項、県営土地改良事業4,150万円。防災減災計画策定及び耐震性点検、耐震化対策整備計画策定費分になります。

次に、8款2項、道路維持補修費8,910万円。市道7路線及び3つの橋梁の工事費分になります。

次に、8款2項、一般道路新設改良事業4,478万円。市道8路線の道路改良工事費分になります。

次に、8款2項、辺地道路整備事業1,646万円。市道三寺拂・つづら線の道路改良工事費分になります。

次に、8款3項、河川改良費ゼロ円。これは、緊急自然災害防止対策事業債へ組み直したことによるものでございます。

次に、10款2項、学校施設環境改善事業1億9,250万円。御幸小学校の中校舎大規模改造工事費分になります。

次に、10款2項、小学校教育振興費、学事係の分です。1億276万1,000円。国のGIGAスクール構想に基づく小学校内のLAN整備工事費、タブレット購入費分になります。

次に、10款2項、中学校教育振興費3,923万2,000円。小学校費と同様の内容でございます。

次に、10款4項、伝統的建造物保存対策事業860万円。伝統的建造物群保存地区補助金分及び国指定重要文化財平川家災害復旧費になります。

次に、10款4項、生涯学習センター建設事業3,015万円。るり色ふるさと館駐車場整備工事費分になります。

次に、11款1項、現年発生農地災害復旧事業1,850万円。農地災害7か所分になります。

次に、11款1項、現年発生農業用施設災害復旧事業3,525万5,000円。頭首工1か所、水路2か所、道路3か所の計6か所分になります。

次に、11款2項、現年発生公共土木施設災害復旧事業2,938万円。市道1路線及び市営河川1か所、その他の小災害分が24か所、そちらの工事費分になります。

翌年度繰越額の合計は6億6,589万1,000円となっております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねいたします。

特に10款2項などで、学校施設関係で整備が実施されてますけれども、学校施設関係で、例えばコロナ対策だとか、そういったのをするのに、理由というか、そういったのは使えるのかどうか。この間ずっと工事とか見積りしてね、額が確定している中身だと思いますけども、ちょっとお尋ねだけさせていただきます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この分がコロナ対策に該当するのかなという御質問で。

（「使えるか」と呼ぶ者あり）使えるか。（発言する者あり）この分が令和元年度の国の補正事業で、これの分が残念ながらコロナ対策の分には該当にならないようなので、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 全体的にこの繰越明許費6億6,000万円の事業が繰り越されると。本年度このコロナ対策で、本年度予算の事業が遅れる中で、この分が全てクリアできるのか、そこのところを分かるような説明をしていただければと、お願いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この分の中で、ちょっと事業費の大きい部分で、学校関係のGIGAスクール構想の関係については、今回の後で御提案申し上げます6月の補正の分と同時進行的にやっていくような形になるかと思えます。ほかの事業についても、それぞれ計画的に進めていかざるを得ないような状況でございます。コロナ対策もいろいろありますけども、こういった部分については確実にできるようにやっていきたいと考えているところです。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） すみません、私がまだ勉強不足で。繰越しの繰越してできるのか、それはできないと思うんですけど。そうすると、今後、僕は、コロナの終息は何年か先やろうと思っております。その中で発生したときに、その計画性を持ってやらんと、計画倒れする

んじやなかろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今年度、コロナのこういった緊急事態でございます。通常は繰越明許の分は繰り越したその次の年で終わらなければいけませんけども、コロナのような緊急な部分については、事故繰越という制度もありますので、場合によってはそういうこともあり得るということでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） よく分かりませんので、教えていただきたいと思ひます。

2ページの繰越明許費繰越計算書の8款3項河川費で、河川改良費が金額1,500万円があります。翌年度繰越額はゼロというふうになっております。翌年度繰越額は、ほかの分は全部それなりの金額が打ち込んであるんですが、このゼロという意味を教えていただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課の村岡です。どうぞよろしくお願ひいたします。

竹永議員御指摘の8款3項河川改修費の翌年度繰越額ゼロの分につきましては、こちらのほうが緊急自然災害防止対策事業債という事業債がございまして、こちらのほうを活用することで、繰越し分についてはゼロとさせていただいて、当初予算のほうで計上させてもらっているような形になっております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっとお尋ねをさせていただきます。

今、企画財政課長からの説明をいただきましたが、今年度、令和2年度に繰越金が6億6,500万円余でございます。それから今回、当初予算には——骨格予算でございましたが、市長選挙が終わりまして、8月に本予算ということに補正でなってくると思ひます。合計すると、このいわゆるインフラ的な建設土木関係の事業が、繰越しが主なものになっております。

それでお尋ねしたいのは、報道にもありましたけれども、国土交通省のほうはコロナ禍によって、いろいろ人材の確保の問題とか事業の規制、それから資材の確保等々によって、工期の関係というのがある程度勘案するような通知が来ているような報道をお聞きしております。したがって、その名称は、こういう事業の平準化、年間を通じてですね。以前は年度末に事業がもう、そこに集中してという話があつて、最近はそういうものが改善されてきていると思ひます。ただ、コロナ禍の影響等々を考えると、やはり業者も工期の問題等々、非常に厳しい現実かなというふうに思つてますので。申し上げたいのは、トータルした事業、今度計画もされますが、その辺の考え方を市のほうでは調整をして、この平準化に努めている現状についてお尋ねをさせていただ

きます。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 江藤議員のほうから、特に公共工事の予算で繰越しの関係が多いというところがございますので、私のほうからお話しさせていただきます。

御指摘のとおり、非常に繰越しが多いというところでは認識しておりまして、それぞれの箇所
で用地協議なり関係機関との協議なりに時間を要してきたところで、やむを得ず繰越しというところになっております。

お話ありましたとおり、国のほうからも今回のコロナの関係で、人材確保であったり資材の入手が困難であったり、そういった場合には、その工期のほうを見直すとか、そういったところの柔軟な対応をお願いしますというところで通知は来ております。それについても、各業者のほうにはアナウンスさせていただいておりまして、そこら辺、御相談とかあったら柔軟に対応したいと思っておりますし、また現在の繰越し工事の分につきましては、できるだけ早期に発注とか、あと現年度で、今年度予定しております工事につきましても、できるだけ上半期に発注するような形にして、工事の工程の確保、そういったところに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 分かりました。ぜひお願いしたいんですが、ただ、うきは市のこの市役所の庁舎内のそれぞれの所管、村岡課長のところで企画財政と調整、具体的にちょっと聞きたいんですよ。市の事業、それぞれの所管の事業が、トータルすればこういう形だけど、その辺の調整を誰が主体となって調査というのを果たしているかどうかを知りたいんですよね。それをきちっとやっておかないと、なかなか全体を調整するのは簡単に行く話ではないかと思いましたのでお尋ねをしているところでございます。いま一度お願いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 公共工事については、発注予定のそういった取りまとめをして、それは企画財政課のほうで取りまとめをしてやっていきます。また今後も市長選後の肉付け予算等もありますので、そこら辺はしっかり見ていきたいなと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第9. 報告第2号

○議長（中野 義信君） 日程第9、報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 報告第2号と書かれた部分をお手元に、またもう一つ別紙で補足説明資料というのがあります。併せて御覧いただきたいと思います。

報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和元年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお開きいただきたいと思います。先ほどと同様、読み上げていきます。

2款1項、特定環境保全公共下水道事業1,390万9,000円。吉井浄化センター主ポンプの修繕工事費分となります。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと確認です。

下水道会計が2年度から公会計に移行しました。この1,390万9,000円、あとは執行残が出てくると思うんですけど、これ、決算については貸借対照表の固定資産的なもので表現されるんですかね。あと執行残がどうなるのか、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） すみません。ちょっと勉強不足でして、一度調べさせていただけだと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3ページになるんだろと思いますが、この工事ができなかった場所と理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 工事のほうの内容が吉井浄化センターの主ポンプのほう、3基あるうちの1基に、そのポンプの機内に水が入っておりまして、使えない状況になっているというところがございます。これにつきましては、部品の調達とか、ここ専門で製作しないといけないので、その製作の期間で時間を要しておりまして、やむを得ず繰越しとなっているところがございますが、今月中旬以降ぐらいで工事のほうを完了する予定としております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第10. 報告第3号

○議長（中野 義信君） 日程第10、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課の緒方でございます。よろしくお願ひします。

御説明を申し上げます。まず、議案書1ページをお開きください。

報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に本年4月20日開催の第2回理事会議案並びに本年3月13日開催の第1回理事会の議案資料を配付しております。経営状況の説明につきましては、第2回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明させていただきます。

それでは、まず3ページをお開きください。令和元年度の事業報告です。

三春工業団地について、昨年度、未売却地1万7,092平米の維持管理を行っております。主な事業として、平成30年度に創業を開始した森永食研株式会社及び今後の誘致企業への対応のため、平成30年度事業で緑地帯に設置した給水設備を森永食研株式会社へ引き渡しております。

続いて、4ページの財産目録です。

普通預金333万1,891円、定期預金500万円、完成土地等1億3,363万3,290円、資産合計1億4,196万5,181円です。次に、負債はございません。差引き純財産が1億4,196万5,181円です。

5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で833万1,891円です。

続いて、6ページの貸借対照表です。

初めに資産の部です。流動資産として、現金及び預金833万1,891円、完成土地等1億3,363万3,290円、合計1億4,196万5,181円です。固定資産はありません。資産

合計1億4,196万5,181円です。負債の部はありません。

次の資本の部は、資本金として基本財産500万円、準備金として、前期繰越準備金は1億6,413万5,277円、当期純利益マイナス2,717万96円で、内訳は7ページで御説明します。

以上を通算して、準備金合計1億3,696万5,181円、資本の部の合計が1億4,196万5,181円です。

7ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、事業収益ゼロ円で、昨年度は土地の売買はありませんでした。

次に2、事業原価（1）土地造成事業原価2,708万7,480円です。平成30年度に2,708万7,480円の原価で緑地帯に設置した給水設備を、昨年度、森永食研株式会社に引き渡したことによる本社の固定資産の減少分です。

次に3の販売費及び一般管理費59万815円、内訳は10ページの決算資料で説明いたします。事業利益は事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス2,767万8,295円です。

4の事業外収益として、受け取り利息533円、雑収益50万7,666円、合計50万8,199円です。

5の事業外費用はございません。

経常利益は事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス2,717万96円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続きまして、8ページのキャッシュフロー計算書です。

現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は5ページの現金及び預金明細表に一致し833万1,891円です。

9ページをお開きください。

短期借入金明細表ですが、借入金がなく記載がありません。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに収益的収入です。一番右の収入済み額の欄を御覧ください。

1の事業収益、完成土地等売却収益ゼロ円。2の事業外収益、預金利息533円。その他雑収入50万7,666円。これは未売却地の一部を資材置き場として貸し付けた収益です。合計50万8,199円です。

次に収益的支出です。一番右の支出済み額の欄を御覧ください。

1の事業原価、三春工業団地売却原価2,708万7,480円です。平成30年度に2,708万7,480円の原価で緑地帯に設置した給水設備を昨年度、森永食研株式会社に引き

渡したことによる本社の固定資産の減少分です。

2の販売費及び一般管理費です。

まず、1の人件費です。報酬6万4,800円は、理事会出席などに係るものです。次に、2の経費です。旅費ゼロ円、需用費6万6,635円は給水設備に係る電気料で、森永食研株式会社に引き渡すまでのものです。なお、不足分として1、旅費から1万7,000円充用しております。次に、3の使用料3万9,180円は、インターネット企業情報サービス利用料です。4の委託料ゼロ円、5の公租公課費42万200円は、未売却地に係る固定資産税です。

以上、販売費及び一般管理費の合計が59万815円です。

次に、3の事業外費用、短期借入金利息ゼロ円、4の予備費ゼロ円。

以上、収益的支出合計は2,767万8,295円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

昨年度、三春工業団地で地下水の調査を行うようにしておりましたが、調査方法再検討の上、昨年度は実施せず、改めて本年度実施することとしました。したがって、決算としては当該収入、支出ともゼロ円となっています。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産500万円です。

13ページをお開きください。令和元年度完成土地明細表です。

昨年度、土地造成に係る事業は行っておりませんので増減はございません。なお、期末残高として、未売却地が面積1万7,092平米で、その帳簿上の価格が1億3,363万3,290円となっています。

14ページには、監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 10ページの先ほどその他の雑収入で、未売却地を資材置場として貸し付けましたということですが、これ、十二月分だと思いますが、どのくらいの広さを貸し付けられたのかお尋ねします。

それから、先ほど最後に13ページで売れ残りの土地を何平米とぱっと言われたんですが、こっちは結構です。10ページだけお願いします。

○議長（中野 義信君） 緒方都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 土地の貸付けにつきましては、現在、昨年平成30年度の途中から令和元年度、現在も貸し付けておりますけれども、申し訳ありません、面積については、

はっきりと詳細を把握しておりません。

○議長（中野 義信君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 資料のほうの3ページの未売却地、ここの計画を教えてくださいたいと思います。今後どげん、買うてもらわないかんとでしょう。どっか工事が入ってもらわなんとやけん、その計画、ただ単に待っているわけじゃないと思うんですけど、そこの計画をまず教えてくださいなればと。新課長で申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） 緒方都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 当団地の未売却地につきましては、問合せも昨年度数件ございます。面積等の条件が折り合わずに、結果売却ということには至りませんでした。

お尋ねの積極的ということでございますけれども、こちらにつきましては、毎年度参加しております企業立地のセミナーであるとか、そういうものに積極的に参加して、また福岡県の関係部署とも連携して、積極的に誘致を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 結構、この土地じゃないんですけど、農産物やらは売り込みに行きよりますということで、この土地もずっと未売却のままで続いて、その問合せを待ちよくとなら、売りに行かないかんとじゃなかですかね。そういった活動を、うきはちゃこげなんとこやから、ここに入ってくださいと言うと、ある程度、工場やら会社は絞らないかんとやろうばってんですね、うちのほうから探しに行ったほうが、そうせんといつまでたつたっちゃ、この未売却でから、そこの固定資産税四十何万か言われましたけど、市民がずっと払い続けるんやないんですかね。そういったもんを今後検討する必要があるんじやなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 緒方都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 御指摘のとおり、未売却地につきましては早急に解消すべきものと、売っていくものというふうに十分認識しております。御指摘のとおり、こちらから積極的に、能動的に働きかけなりして、従来のやり方等工夫してというのは当然必要だと思っておりますので、そういったことも含めて、積極的な誘致の取組というものを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第 1 1. 議案第 2 7 号

○議長（中野 義信君） 日程第 1 1、議案第 2 7 号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課の大石です。よろしくお願いいたします。

では早速、議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 7 号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例等の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和 2 年 6 月 5 日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、3 ページをお開きください。専決第 2 号の専決処分書です。朗読は省略いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、うきは市税条例等の一部を改正する必要が生じたので改正し、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分を行いました。それに伴い、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

議案書 4 ページを御覧ください。

うきは市税条例等の一部を改正する条例です。これについて御説明いたします。

今回も準則に沿って改正しております。お手元のほうに A 4 二枚物、うきは市税条例の一部改正の概要、2 枚目が両面のカラーコピーになっているものがございますので、それと新旧対照表を使って御説明させていただきます。

まず住民税の関係です。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しなどです。新旧対照表は 1 ページから第 2 4 条、第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 というふうにならざるにずっと続いていく辺りが該当の場所になります。先ほど申し上げました両面カラーのコピー、これはこの改正に伴う概念図が図で示されておりますので、そちらのほうを御参考にさせていただきます。

内容です。従来、未婚のひとり親に対しては寡婦または寡夫控除の適用はありませんでした。しかし今回の改正により、婚姻歴がないひとり親の方にも、ひとり親控除として所得控除の適用がなされることになりました。また、このことにより、男性でも女性でもひとり親の方であればひとり親控除として、従来の特別寡婦控除の額、表の裏を見ますと 3 0 万円になっていると思いますが、これが適用されることとなっております。このことにより、男性であっても女性であっても控除額が同額となりました。なお同時に、一律に 5 0 0 万円の所得控除が設けられたことも御報告しております。

また、これに伴い、住民税の人的非課税措置、これは前年の合計所得が 1 3 5 万円以下の特定

の方であれば非課税にするという制度ですが、ここが寡夫及び単身児童扶養者というふうにかかれていたところを、もうひとり親というふうにまとめた文言の改正も行っております。

続きまして、固定資産税関係です。固定資産税関係の1つ目が、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。新旧対照表の4ページを御覧ください。

第54条の新しい5項、ここが関係してまいります。これは、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が不明である場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができることとしたものです。

同じく固定資産税にもう一つございます。2つ目が、現に所有しているものの申告の制度化です。新旧対照表の7ページ、第74条の3、第75条が関係してまいります。これは、登記簿上の所有者が亡くなられ、相続登記がなされるまでの間における現所有者、つまり相続人の方々なんですけれども、これらの方に対し氏名、住所など、課税に必要な事項を申告させることができなくなったものです。義務化されたと言いますでしょうか。そういうものが改正されております。

最後に、たばこ税関係がございます。軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しになります。新旧対照表の8ページ、御覧ください。

第94条が関係します。これは1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて、その1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に変更するものです。従来、葉巻たばこは重量比例課税でしたが、今回、1グラム未満のものに限って本数課税に見直すものです。この改正は、本年10月1日と令和3年10月1日の2段階に分けて段階的に実施していきます。

また、本則議案書のほうの3条、10ページですけれども御覧ください。改正の本則3条ですが、新旧対照表で言えば33ページになります。

これは昨年の改正条例、平成31年うきは市税条例第21号の改正を行うものです。内容としては、昨年改正した同条例のまだ未施行部分、施行されてない部分に今回の改正で廃止される寡婦控除——寡夫控除ですね、に関する改正があるために、整合性を合わせるために改正の改正を行うものです。また同時に改元、平成から令和に変わりました改元の表記、改元に伴う元号表記を令和に書き換える改正も同時に行っております。

主な改正点は以上です。このほかは上位法の改正に伴う所要の規定の整備、文言や条ずれ、項ずれの修正等を行っております。

最後に議案書11ページをお開きください。

ここからが今改正条例の附則となります。ここでは施行日等、各税目ごとの経過措置を規定しています。また、附則の第8条から附則第11条においては、先ほどの本則第3条と同様に、過去の改正条例の附則の中の改元前の元号——平成ですね、を令和に置き換える改正をここで一括して行っております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2点お尋ねします。

固定資産税関係のところの話になりまして、説明資料の中で2番の（1）（2）といったところになります。改めて固定資産の相続について不明確な方は多々いらっしゃるという実態があると思います。そういったことを背景にした改正だというふうに思いますけれども、うきは市において、この（1）（2）に関係する方が大体どの程度おられるのかということが1点目と。

2点目は、市民に対する周知方法について。これは施行が今年の4月に遡るということになるわけですが、これについてどういうふうに市民の方にお知らせしていくのか。また、その問題となる点について、遡ってこの間することになると思うんですけれども、そういったところへの対処について、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 固定資産税関係の2つについての御質問と捉えております。（1）と（2）が、ちょっと性質が違いますので、分けて御説明申し上げます。

まず、1番の使用者を所有者とみなす制度の拡大、これの対象数というのは、実情把握はしておりません。これは言わば固定資産を——住宅なり農地などで使用しているが、その土地の所有者自体が全く行方不明の場合でございます。この場合には、調査を尽くすという条件がございますけれども、調査を尽くした上でなお分からない場合は、その使用者本人に通知をし、その方に課税をしてもよいという話なんですけれども、これはかなりレアケースだと思います。通常は納税通知書を送ればおられまして、それは別々であつてもおられます。これは、その方が不明の場合なんですけど、こういう件は私、今までの経験で1件ございました。所有者と住んである方が全く別の方がいたんですけれども、そこでちょっと調査行きましたらば、過去、もう数十年前に実際の売買は終わっておりますと。ただ、登記が変わっておらず、しかもその登記名義人の方はアメリカに渡米しておるという状況でした。こういった場合には、まさに不明土地の使用者課税でいいかと思うんですけど、そのときはまだこの制度がございませんでしたので、御相談はしたんですけども、その方はもうそういうふうに、事実上、私の物ですから、登記簿上はそうであっても私が払いますということで納税管理人という形で払っていただいておりますので問題なかったんですけども、今後そういう、所有者が本当に行方不明で、法定相続人の方も含めてですね、不明であり、使用者の方がおられれば、この制度を適用したいと思いますけれども、数はかなり少ないかと思っております。

続きまして2番目が、現に所有しているものの申告の制度化、義務化的なものなんですけれど

も、これは亡くなられた場合、登記簿を、相続登記を速やかにしてもらえばいいんですけども、なかなかされない。その間は、今でもそんなんですけども、相続人の方に相続人代表届というのを出していただいて、そちらのほうに課税通知を送らせて納税いただいている状況です。これは今までも変わりません。割とスムーズにこれは出していただいております。ただ、そのお願いをしてもなお出されずに年数がたったり、相続権者の1人に送っても反応がないような場合は、やはりこの義務化の制度を使って促していく必要があると感じています。この2つに関しては、この法の整備ができたということで、これからそういう場面が生じたときに適用していくものと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） この法律の改正の件で、私は上位法が変わったということもあって、当然、施行しなければならぬ責務はあると思います。実は空き家対策法との関係も含めて、この辺は非常に重要な話になってまして、そういう意味では、空き家対策法のところで空き家対策をした、あるいは不明者の数についても、第1次のところで出されて、第2が本当は本来の計画を出すようになっているはずだったんですけど、まだ見ておりませんので、その横の関係も含めてね、きちんと把握するという、実態を把握するということがまず大事だというふうに思っています。

そういう意味ではお答えいただけなかったんですけども、多分空き家対策法では言われている実態調査の中では何割か、空き家の対象になっている——七百幾つぐらいあったと思いますけども、その中の不明者が何十%かいたはずなんです。そういったところへの対応も含めてあるかと思えます。それで改めて実態を把握してほしいということと。

それから2番目のところについて言えば登記簿、現に住居を要している方々にいろんな事情があるだろうと思うんですね。こういった関係について言えばですね。そういった場合に、強制されるものなのかどうなのか。そういったところも含めてね、税法上どうなっているか。ちょっと例規集があるんだけど、読み込めないで聞いているわけですけども。そういう意味で、特に非常に過疎化が激しいところの地域においては深刻な課題だと思っているんですね。今回の税改正で、それが強制されるということになるといろいろ問題があるだろうというふうに思っています。そこで、改めて行政がどうやってその対象となる方、あるいは市民に対して説明していくか。過去に遡って専決事項としてやっているわけですけども、その説明をきちんとするべきではないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（中野 義信君） 大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 先ほどの空き家対策の中で、所有者の不明がある程度いらっしゃっ

たというお話でしょうか。まずその1点なんですけども、その内訳は存じておりませんが、まず空き家対策法の調査があろうがなかろうが、うちのほうで課税をしなければいけないので、そこは納税通知書の送り先が分からないものに関しては、その都度、公簿を使って調査をしているところです。それが不明の場合は、調査しているところでもあります。そして、その調査結果、全く不明で使用者がおられれば、使用者に振り替えて課税するというので、ちょっと直接的ではないんですけども、いずれにしても、不明であれば調査を行っておることを申し上げます。

それと、先ほどのこの相続人の方の申告が義務なのかというお話ですけども、新旧対照表の7ページを見ていただきたいんですけども、74条の3、これが今度市長に提出しなければならないと。いわゆる法律の上位法の384条の3に規定する現所有者の方々がそうであると知った日から三月を経過しない日までに市長に提出しなければならないというふうに義務化をされたところではあります。しかし、今でも亡くなられたら相続人の方は来られますので、そこをお願いしているところで、そこに関しては、義務化だからと言って、いきなりそういう網をかけようとは思っておりません。しかし、なかなか出してこれられない方には、この文言を示しながらお願いしていくしかないかと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 3回目、5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 空き家対策のところでもね、実は指定されている段階レベルな指導の3ぐらいになっている件が1件あるんです。だけど、固定資産税を払っておられないという案件があるはずで。そういう意味で、その横の連携はきちんと確認してほしいというふうに思います。

それから、改めて過料するというので、第75条でそういうことですね。要はそういうことですね。はい、分かりました。

以上です。

あと、住民への説明についてどうするのかをお答えいただけないんですけど。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 一般的にアナウンスはしておりません。該当者つまり所有者が亡くなられて、相続人の方が資産がございます。その相談に来られたときに御説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点お尋ねいたします。

下の（2）のほうですが、確かに亡くなられたときに相続代表者が市役所で名前書いて税金を

払っていくわけですが、例えばの話、その方が払っていて、じゃあ、残された御遺族の方が相続登記をしたら、自分が全部土地なり建物をもらうつもりやったら半分しかもらえなかったと。そうすると、固定資産税は本来半分しか払わなくてよかったから、市に払戻しを請求するということが可能なんですか。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず、所有者の方が生きてある方は、その方が権利と義務を有します。当然、登記が正式に済めば、新しく相続登記された方に所有の権利と義務が生じます。

では、その間、相続人の方々が複数おられる場合ですけれども、もちろん当然その中のお一人の方にお支払いをいただいております。これが法的性格が連帯債務、つまりその方々たちで共同で払ってくださいと。その中の案分とか、誰かが払い合うとかいうのはこちらでは関知せずに、払っていただければ管理をするということなので、事実上、そのうちのお一人がお支払いになって、結果の相続登記が変わったからといって市は関知せずに、その相続人の方々の中で話し合ってくださいということになります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それは、その相続人代表者を書かれたときに、市のほうが連帯義務です。で、こうこう、今ここに書いてあるようなことの説明はされているんですか。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 当然気にされる方にはしておりますけども、一つ一つそこまで詳しいことは実際申し上げておりません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私はクエスチョンなんですけど、同じところなんですけど、（2）の。相続者の申告の義務化ということ。義務を課すということはですよ、それだけ効率性を上げるために法律が変わったんだろうと思います。そこを今までどおりのやり方でやりますという課長の返答は、私はクエスチョンですね。そこにはきちっと公平公正で税金を頂く、そういった指導を義務的に、市民に義務化を与えるということは、そこは厳格にやらんと、公平性がなくなるんじゃないかろうかと。今までどおり、そこまで申しませんじゃなくて、やっぱりそういったところは、あるっていったら指導していかないとやろうと思います。その中で、払えるか払えないかという人が出てくると思います。そのときにどうするかというのが、後から言われたところだろうと思いますけど、こういった義務化がきちっとできたということは、それを厳格に執行するのが私は行政だろうと思います。その後、払えないときにどうするのかというところまで見守っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 当然、先ほども説明申し上げたんですけれども、多くはそれで済みますので、当然それになっていただく方に関してはラインを決めて、義務化を徹底したいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ちょっと頭がごたごたしておりますが、2点ですね。

長年待っておりました寡婦控除についてですけど、今回、改正になりました寡婦控除ですが、括弧内の条件を満たして、寡夫の控除はこれであれば26万円、そうすると寡婦の場合は30万円となるわけですね。金額違うわけですか。

それともう一つ、2の固定資産税のことですけど、所有権と納税は違うという大まか、考えとして、土地の所有権と納税者は別物の考えということで考えていけばいいんですよ。納税したから所有権があるとか、そういうものじゃなくて、別物で考えていけば、ですね。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず、寡婦控除の件ですけども、カラーの刷りのページ数で言えば4と書いてあるほうを御覧ください。ここに左が現行、右が改正後でございます。女性の方は、例えば子供がいらっしゃったりすれば30万円というのがございます。ただ、子供がいらっしゃらなかつたりすれば26万円と。一方、下に男性の方です、26万円となっておりますが、改正後は右のように条件が同じであれば30万円となったということです。

それと、2番目の固定資産税の所有権と納税義務の違いということですので、2番の使用者を所有者とみなす制度のことだと考えております。当然、納税義務者は所有者とされており、所有者というのは、登記簿上の所有者とされており、しかしながら、その所有者が調査を尽くしても、この調査の仕方も政令に定められておりますが、かなり細かな調査です。その調査をしてもなお所有者がいらっしゃらない場合は、実際そこを使用している方に通知した上で、その方を登記簿ではなく課税台帳上の所有者と設定して課税ができるという制度ができましたということです。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 固定資産税のところで、（2）か。そこで使用者に課税ができるということですよ。所有者は死亡して相続人辺りも見当たらないと。仮に使用者がずっと金払うていくですね、固定資産税。それはもう、幾ら永遠に払うても所有者にはならんとですか。

そこまでのあれにはなっとらんということですか。

それと、これ、自分の体験談から言うと、道路とか拡張する場合、土地とかかくるですね。そうしたときに、何と言ったらいいか。ずっと税金を払いよつとですよ、取られた分に。そして、その取り過ぎとったけん、返還しますということもなかったとですよ。そいけん、これはまだ俺が土地になつとるけん、道の真ん中に俺はブロック塀つくばいと。これは私の体験談ですよ。言うたら、それだけは勘弁してくれということでした。それで、知った職員やったけん、私も我慢しながら折れたわけですが。大体道路とかにこう、買収した場合は、どのぐらいの期間で大体名義変更というか、そのあれはできよととですかね、今。ほたつとるとはもちろんなからうちと思いますが、もしもあつたら教えてください。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず1点目の、使用者を所有者とみなす制度を適用して納税をしていたら、何年かたてば所有権を有するのかということに関しては、この税法上の本制度では、何年たつても所有権が変わることはないと思います。ただ、そこは普通の民法上の時効の問題なのかなと思っておりますが、この税法上ではございませんので、そうお答えさせていただきます。

2番目のいわゆる道路を拡張したときに、個人の方の土地を買収した場合の登記についての時期に関しては、私、詳しくは分かりませんが、道路で拡張した場合、登記には多分時間がかかります。しかし、税務課のほうに住環境建設サイドから一覧表を頂いて、非課税にするような措置は私、固定資産税係長のときに取っておりますので、その辺の手続がうまくいっていれば、議員が申し上げたようなおかしなことにはならないと思っております。今現在あるのかないのかという、あることは認知しておりませんし、もしあれば調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 中野課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 用地買収の所有権移転の関係なんですけども、基本的には測量等を終えた上で売買契約を行います。契約を行えば、所有権移転の登記をするというのが基本的な考え方としてございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） それですよ、実際、所有者がですね、ブラジルにおつとですよ。おつて死んだんですよ。向こうで亡くなって。名義変更ができんままで来とるけん、使用者が私だったんですね。そして、そいけん、このとおり使用者がずっと税金を払いよつたんですよ。そいけん、土地の道路に取られた分、登記は、所有者が分からんけんできんとですよ。それで、ずっと私は道路の分を払うてきたけん、返せと。今まで何十年分か。それも結局できんやったけん、今、言いよるとですね。

今は名義が変わっております、やっど。何十年かかかって。そいけん、そういう事例もあるとやなかろうかちも思っております。気がつかんまま払いよる人もおるとですよ。私は最初気がつかんまま、ずっと払いよった。土地が減つとるばつてん、元の面積で。そいけん今、中野課長が言うたのは全然当てはまらんとですよ、このケースには。所有者が分からんて。相続人はいっぱいおるとですよ。ちゅうことです。

そいけん、今はなかりうち思います、多分。そいけん、あつたらもう、そげなとも早急に解決してですよ、やってもらわんと、気がつかんまま払いよる人もおるち思いますよ。

○議長（中野 義信君） 中野課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 伊藤議員の個別の事情が、私も理解しておりませんので何とも申し上げにくいんですが、そういった間違いがないように、今後、徹底してまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） この改正で多分、固定資産税は取り損ないはないということですね。うきは市の固定資産税は全額入るといことですか。入ることなるとですか、これ。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 当然この2つの改正で、所有者が全く発見されない物件で使用者がいるもの。あるいは、現に所有している方々が分かりにくくなっていることの改善はすると思いますが、それで即全てが解決するわけではございません。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんでしょうか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） この使用者が所有者となって税金を払うということでありまして、昔の農地改革で地主がおかした時分とは違うと思えますけど、所有権というか、半分権利ができたような形になったりというのは、そういうのは危惧しない方がいいんですかね。例えば、長年使ってたとか通ってたとかいうようなもので権利ができる場合もあつたり、ちょっと前までしておりましたですね。だから、そういうのはないのかなと思っておりますが、一応法的にするからないとは思いますが、払った側の主張が通るようなことがないのかなという心配もちょっとありますけど、そこら辺だけお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） この条例は税法上の課税、納税の問題ですので、今申し上げてある時効取得とかの関係に影響するかどうかとなりますと、私のほうでは勉強はしておりません。申し訳ありません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 10番、江藤でございます。

もう、休憩時間が過ぎてますから、皆さん、熱心に質疑をしていただいておりますが、まず中身に入る前に、ちょっと市長もお聞きいただきたいし、市長公室長、総務課長もお聞きいただきたいというのが、今回の専決処分、自治法の第179条、いわゆる議会を開くいとまがない場合に緊急を要するというの、既に専決処分されてますから、これは施行されて効力を発しております。これが否決されても、何らそれには影響ありません。

ただ、問題は今、コロナもそうでしょうし、最近は特にややこしい市条例のみならず、これが矢継ぎ早に国のほうで改正されて、施行直前になって飛び込んでくるというのが結構あるんじゃないかなという認識なんですよね。この条例見ると、11ページあるんですよ、ぎっしり。まず、これを職員の中で解説して理解しきる人がおりますか。しかもこれをお尋ねしたいのは、大石課長もなられたばかりだから、それはそれで結構、努力いただいていることは分かりますが、法制にも携わっておいましてからですね。ただ、この通知が国からの地方税法の改正が成立して、何日に市に届いたかなんですよね。これが届いて、4月1日には法律は施行するというのは、当然条例はそれに合わせてやらざるを得ないという実態でしょうが、大変なことだと思うんですよ。だから、それはまずねぎらいたいと思うんですよ。

ちょっとこれはもう、見るとは見らないかんからと思ってやりかけたんだけど、正直やめました。なぜかという、まず、さっき皆さんから財産権の件、固定資産税の件の5ページの新たな現所有者の申告、見出し、第74条の3、現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう）と。まず、これでネットで確認をし、昨日、議会事務局長と宮崎係長で、どこにこの条文が載ってるでしょうか。私はネットで調べるけども、全くこの条文が出てこない。というのは、国のほうも官報には載っているかもしれんけど、市役所の新しい令和2年の例規集にも全然出てこんどですよ、この条文が。法第384の3の規定が出てこんどですよ、まだ。溶け込みの印刷に間に合っていないわけですよ。

ということは、言いたいのは、調べようと思っても調べる方法がないというのが現実なんです。それをこの議会に出してチェックせろなんて言うても、物理的には無理だと思うんですよ。しっかりこれを把握する方法があるなら、ぜひお教えいただきたいと思うんですよ。

これでぼんと出して、さあ、質疑ですよって言ったって、今日も同じ資料、大石課長のほうから配っていただきました、全員協議会で頂いたものを。加えて、カラーのやつも総務省のネットにはっきり載っている、そのものです。ここまではいいんですよ。けども、新旧対照表もさっき言うたとおりで、これを幾ら並べたって、もう、チェックのしようがないとですよ。

だから市長、そういうことなんです。私たちがチェックしようと努力するけど、チェックする本体がないとですよ。そこをまず申し上げたいんだけど、それを追求しようというつもりじゃありません。でも、何とかその辺りを、もし改正要綱、それから条例の地方税法の、改正地方税

法に基づいて条例の改正要綱なり、さっき準則と言われましたね、今、準則じゃなくて一部改正の例ということで出ますけど、そういうもので私たち頂ければチェックのしようが出てくるかなと思うんですよね。まず、その辺が今後できるのかどうか。市長公室長なり総務課長のほうが法制の所管課長であります、その辺をまず確認、お答えいただけませんか。そうせんと私たち、これはできません、チェックは。

○議長（中野 義信君） 田籠市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 田籠でございます。

江藤議員言われるように、もう専決で3月31日になっております。なかなかその情報というのがぎりぎりにしか来ないような状況がありまして、専決を報告するに当たっても、なかなか確認ができにくいような状況でございます。少しお時間というか、私たちも今回そういうふうにはチェックができるようなことができるかどうか勉強させていただいて、また、次回等で提示させていただけたらと思います。少しお時間をいただいて、こちらのほうも勉強させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 努力してほしいと思います。でないと、ただその資料を頂いた、この改正の概要はこうですと。その程度のことしか中身にちょっと入れんとですよね。しっかり議論を深めるために出せる資料を出してから、お互い対等な関係で議論し合うというのをぜひ望みたいと思っておりますので、その辺の限りにおいて、出せる資料をお願いしたいというふうに思います。

それじゃあ、ちょっと中身に入りますが、上野議員からも、今度、ひとり親の控除が、今まで未婚の方々は控除が得られなかったけど、それを救済する制度ができました。内容はネットで拾いながら、分かりやすいのはあれですけど、一応理解しているつもりです。

そこで大石課長、このひとり親の救済ができて、ある程度この救済の対象者辺りの市民の把握はできてますか。まず、あまり、あと1件聞くだけですから、そういうとこでちょっと、これによってある程度、税収的なものがどう変動するのかなという目安でもありましたらと思っております。まず、それをお答えください。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） これから新しく対象になれるひとり親の方の把握ということですが、けれども、この寡婦控除を適用するに当たり、法定婚の有無とかを確認して適用をしてきたところですので、逆にそういう履歴はないけれども、子供さんを見てらっしゃる方という把握は残念ながらできておりません。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） だから、そういうのはちょっと、今日もちょっとお話ししたんです。コロナの関係でいろんな生活困窮なり大変な方もいらっしゃると思いますので、どこまで市役所が把握できる、ある程度の数は把握しないと政策を打てない。じゃあ、把握してません、把握してませんで、果たして行政が成り立っていくのかと、言うのは簡単です、大変と思うんですよ。何らかの努力はしないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ひとつその辺は、議会からでこういう指摘もありましたということを課員の皆さんで、いろんな話をすると知恵も出てくるんじゃないですかね。

次の5ページの固定資産税の関係です。皆さんから同じような質問、確かにそのとおりです。こう聞きながら思うと、憲法第29条の財産権の問題に触れるようなお話ですよ。ですから、これはどこまでこの効力を有するのかというのが疑問でなりません。だから、条例改正第74条の3の述語は「提出しなければならない」という義務規定にもなっていましたよね。これは準則どおりでしょうけど。だから、これをこの1号から3号まである——1号、2号かな、これを拒否した場合に、これを強制するというものはできないと思うんですよ。かといって、それよりも法律をまたつくって、相続をいつまでしなさいという義務を課すほうが、私、優先だと思うんですよ。伊藤議員辺りからも、知らんが一つとですね、所有者でない人がどんどん固定資産税を払ってくれたというのは、市としてありがたいことであるけど、これを厳格にやっていくとなかなか難しい問題が生じると思いますので、だからこれは事例としては把握してないということでしたけれども、やはりよほど注意してこういうものを出していかないと難しいし、でも法律がそうしてるんだから、この義務の履行は、条例の履行をするためには努力せにやいかんではないね。その辺をまたしっかりと具体的な考え方を議会のほうにも示していただけませんか。でないと、ちょっと曖昧な気がします。どうぞ答弁いただいて終わります。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず寡婦のほうの把握ですけれども、確かに法定婚はしてないけども子供はいらっしゃるというのは現在把握しておりませんが、児童扶養手当のほうは法定婚がたしか要件ではございませんので、そういった各関係機関と相談しながら、アナウンスなりをやっしていきたいと思います。

続きまして、この義務化、固定資産の使用課税及び申告の義務化、これはさきに組坂議員が言われたように、通常は今の業務にしますけれども、ある程度したら、やはりこれは義務化で足をそろえていかなければいけないということですので、そこはバランスを考慮しながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第27号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 専決事項でありますけど、承認に反対する立場から討論させていただきます。

私のほうからも指摘した点があります。まず、この条例ですけれど、うきは市税条例ということで幾つもまたがっているわけですね。これを全部一括するといったところが、まずちょっと引かかる。施行日が違ってます。そういう意味で、施行日を違えても、きちんと税条例の改正というのはできると思うんですね。国が一括すれば、それに追随して一括審議をするということ自体は、やはり問題点を、審議が十分に尽くされない場合がある。そういったことがあることに気を配っていただきたい。議会への対応として、それが適切ではないのではないかという点から1点目は反対します。

2つ目は、先ほど言いましたように実態を知らない、十分に把握していないということであります。これはやっぱり市民に税を課す、賦課をさせるということでありますので、そういう点から、今は固定資産税でも滞納が数千万円ほど毎年上がってくると思います。そういった観点から、何に基づいて行われているのか、滞納があるのかということをも十分に把握した上で、この税の施行を行うということが大事だろうというふうに思います。納税義務のある市民、国民のその実情を把握するということが大変ではないかと。2つ目はそういう点から反対します。

3つ目が、何度か御説明を求めたわけですが、考えてないということでしたけど、市民への周知をどうするかという問題。これは工夫をする必要があるだろうというふうに思っています。やっぱりきちんと納税してもらうためには、うきは市でホームページで納税についてというホームページも改めて2年前からつくってます。そのところでも含めて、きちんと周知を図るべきだと。そういったことを回答してほしかったというふうに思います。

以上、3点の立場から専決事項としての承認は反対いたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 次に、反対討論を許します。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 実は今回の6月議会はコロナ対策が中心になるものと思っておりました。今、まだほとんど進んでない状況があります。しかもその提出された期日を見ますと、議案第27号と第28号、第29号は遡ることの3月31日。第30号は4月1日。第31号は4月24日。第32号は5月1日という形、後ろのほうもありますけども、何か月も前のことを今やっているんですね。私は本来、コロナのところでは言ったかっただけですけど、なぜ臨時議会を開かなかったのか。これは私自身の勉強不足もありましたけれども、私たちは予算に関することで、予算を伴うことで臨時議会を求めることはできません。とするならば、市長が当然予算を伴うことでありますから、臨時議会をすべきではなかったか。

ちなみにコロナ対策について言えば、筑後地区全ての市町村が臨時議会を開かれております。その中で多分今、出た3月31日の分とか4月1日の分ぐらいまではされたのではないかなというふうに思っているわけです。このような議会の運営は、特に専決処分について言えば、今年に限らず、去年も私がいろんな資料を見ておりましたら、専決処分については、地方創生の部分で9月に決まりましたからお願いします。専決しましたということで意見を持ったというふうに思っております。だから、このような提案をされることについて反対いたします。

○議長（中野 義信君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決をします。本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中野 義信君） 起立多数です。したがって、議案第27号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。3時25分より再開いたします。

午後3時11分休憩

.....
午後3時25分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

日程第12. 議案第28号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（うき

は市国民健康保険税条例の一部改正について)を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長(白石 孝博君) 市民生活課、白石です。よろしくお願いいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第3号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和2年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由は、令和2年3月31日の地方税法及び施行令の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものでございます。新旧対照表は45ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、1点目が、国民健康保険税の基礎課税額医療分の限度額が61万円から63万円に、また、介護分の限度額が16万円から17万円に改正をされたため、うきは市国民健康保険税条例第2条第2項ただし書及び第23条中の「61万円」を「63万円」に改め、第2条第4項ただし書及び第23条中の「16万円」を「17万円」に改めるものでございます。

それから2点目ですけれども、低所得者に対して国民健康保険税の均等割、平等割を軽減する際の所得判定基準について、5割軽減と2割軽減の場合の被保険者数に乗じる額が改正をされたことにより、うきは市国民健康保険税条例第23条第1項第2号中の「28万円」を「28万5,000円」に、第3号中「51万円」を「52万円」に改めるものでございます。

3点目です。附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加えるものでございますが、これは、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例でございます。うきは市には都市計画がございませんので該当はありませんが、上位法の改正に伴い改正をするものでございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からでございます。ただし附則第4項及び第5項の改正規定については、今申し上げたとおり、うきは市には該当はございませんが、来年1月1日

の施行でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） この専決事項については、特に上限についての改正については、この間、毎年行われてきております。しかも専決事項として、この間されております。そのことを前提にしながら質問をさせていただきます。

4点ほどあります。

1つは今回の対象についてですけれども、最高上限額99万円ということになるわけですが、もうすぐ行くと100万円という大台に乗るとい形になりますね。そういう意味では、所得について、どのくらいの金額であれば最高限度額になるのか。先ほど税条例の改正のところで、資料を改めて2枚お配りしたカラーコピーの3ページ目にありますけれども、例えば寡婦世帯のところでも所得制限年収678万円と言われています。例えば、40歳代の方でこういったモデル、国・県のモデルがあると思いますけれども、その辺で少し試算したものがあればお示いただきたいというのが1点目です。

それから2点目に、先ほど専決ということでこの間、行われておりますけれども、条例の改正という点から言うと、運営協議会に審査を付託することも可能だというふうに思います。それはなぜかと言うと、うきは市の実態をきちんと共有するということが大事だというふうに思います。そういう点では運営協議会に議論、付託をされてたかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

3点目は、今年度対象となる、今回、改正される人数について、最高限度額に達する人数がうきは市内でどの程度を想定しているか。あるいは、それぞれの軽減措置されている対象人数について把握されていれば教えていただきたいというふうに思います。

それから4点目が、1点目のところと重複するかもしれませんが、対象者の中に多子世帯、特に多子世帯については、以前一般質問で聞いたときには把握していないという実態がありました。そういう意味でも、多子世帯になるほど、この負担が大きくなるということも指摘されているところであります。対象となる方で、最高限度額になる方で多子世帯が存在しているかどうか、その辺の確認を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まず1点目ですけれども、今回、最高限度額が99万円になったということで、所得額が幾らであれば、この限度額に達するのかという御質問だったと思いま

す。所得割が今のところ後期高齢者医療分、それから介護分を合わせますと15%になります。でも、それで逆算すれば所得が出てくるかと思われま

それから、2つ目の運営協議会に付託したのかという件ですけれども、ちょっとこれは後でまた御報告させていただきます。

それから、3つ目が軽減の人数ですね。今回の改正によって軽減の人数が何人になるのかというところについては、今現在、把握はしておりません。

それから、4番目の限度額に達する人多子世帯はいるのかということについても、ちょっと今のところ把握はしていない状況でございます。

2つ目については、すみません——2番目の運営協議会については付託をしているということでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 逆算すれば分かるというふうにおっしゃっているんですけど、1点目についてですね。逆算すれば660万円前後で、上限15%で、多分、単純に所得控除をサラリーマンであれば七十数万円、所得控除になりますね。ということを経験してみると、六百数十万、660万円前後でなる。さっき言ったように、寡婦世帯で678万円という事例があります。これで計算すると、多分それに近い状況になってくるだろうというふうに思います。

このように実態をやっぱり知るということは、ほかにも把握していないという状況があります。これはね、さっきの税額の問題もそうなんだけど、市長に聞いたほうがいい。これでいいんですかね。実態を知らないで、単に法律を運用していただくというのは、質の問題だと思います。これは、ましてや運営協議会にしているとすれば、その辺の情報もきちんとお伝えしながら共有を図っていくというのが筋だろうと思います。そういう点では、不十分ではないかなというふうに思います。

それから、多子世帯ほど均等割のところが増えてきます。こういう実態があるんですね。その実態も、この間、一般質問で口を酸っぱくして言っているはずなんです。なぜそれが継承されないのか。

そういう意味では、やっぱりこの改正そのものに反対とかというんじゃなくて、税が賦課する、うきは市のこの課税の実態をきちんと把握するということが大事だろうというふうに思うんですね。そういう点の作業をきちんとするべきではないかなというふうに思います。市長も含めて答弁いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 実態の把握につきましては、私、4月に来たばかりでござい

ますので、これからやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの条例改正もそうでしたが、うきは市の税条例の改正、そして国民健康保険税の改正も、毎年この時期に専決処分で御説明をさせていただきました。といますのが、もう御案内のように、上位法に基づく条例改正ということが1点と、上位法そのものの通知が年度末ぎりぎりに来る。かつまた施行日がばらばらな案件もありますけれども、大半が4月1日からの施行になってますので、うきは市民の皆さんに不利益が生じないようにということで専決処分でさせていただいております。

しかし、前の条例もそうなんです、こうやって議員の皆さんから質問事項という、かなり質問内容が多いというふうに受け止めておりますので、また市長公室長とも相談をして、議員の皆さんにできるだけ早い時期に内容説明が行き届くような、そういう対応について考えたいと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。3回目。

○議員（5番 岩淵 和明君） ありがとうございます。そういう意味では、改めて実態を把握することと、市長のほうから今、不利益でないということですが、実際は税のバランスの問題で、実はこの上限が改定されることになることに、中央の保険部会というのがありますけれども、ここでも委員から指摘をされている、この上限枠だけで税のバランスを取るというのは限界に来ているのではないかという意見も出されております。そういう意味では、さっきも言いましたように、運営協議会という機関はあるわけでありまして、そこできちんと議論されたということでもありますので、できればそこら辺の議論の経過なども含めて明らかにした上で議会に諮っていただきたいと思っておりますので、ぜひ議事録を提出していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 白石市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 運営協議会に関しては付託をしたということでございますので、経過も私も今から勉強した上で、議事録についてはあれば、多分あると思っておりますので、その分についてはお示しできるかと思われまして。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は承認することに決定しました。

日程第13. 議案第29号

○議長（中野 義信君） 日程第13、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度うきは市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書の18ページをお開きください。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて。

令和元年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、お手元に配付しております補正予算書、左上のほうに令和2年3月31日専決第4号と書かれたものの1ページを御覧ください。

専決第4号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,377万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年3月31日。うきは市長高木典雄。

続きまして、6ページをお開きください。「第2表 地方債補正」の表でございます。

今回、農林水産業施設災害復旧事業の限度額を80万円増額して980万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。増減の内容につきましては、歳入の22款市債のほうで説明をさせていただきます。

次に、予算説明書の歳入について説明をいたします。11ページをお開きください。

各種譲与税、交付金につきましては、国または県が徴収いたしました税等に対しまして、法律に基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年間2回ないしは4回に分けて交付されておりまして、3月が最終交付月になります。額の確定に伴い、補正を行ったものでございます。

11ページ、ここから説明をしていきます。

2款1項1目地方揮発油譲与税は329万5,000円の減額補正です。

12ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は1,062万5,000円の増額補正です。

13ページ、3款1項1目利子割交付金は242万3,000円の減額補正となります。

14ページ、4款1項1目配当割交付金は20万4,000円の増額補正です。

15ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は123万5,000円の増額補正です。

16ページ、6款1項1目地方消費税交付金は860万5,000円の減額補正となります。

17ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は27万7,000円の増額補正です。

18ページ、8款1項1目自動車取得税交付金は963万2,000円の増額補正です。

19ページ、9款1項1目環境性能割交付金は511万2,000円の減額補正です。

20ページ、10款1項1目地方特例交付金は224万1,000円の減額補正です。

21ページ、11款1項1目地方交付税は、特別交付税2億5,784万1,000円の増額補正です。

22ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金は36万8,000円の減額補正です。

23ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金は2億5,800万円の減額補正です。補正に伴いまして、財政調整基金からの繰入金は2億7,360万円になっております。

24ページ、22款1項9目災害復旧債は、農業用施設災害復旧事業債250万円を増額し、林業用施設災害復旧事業債170万円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出です。25ページとなります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費、これは市債借入れに伴う財源の組替えを行うものでございます。11款1項3目林業用施設災害復旧費、これは市債借入れができなかったため、財源の組替えを行うものでございます。

26ページ、14款1項1目予備費は57万円の増額になります。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 補正額で三角の減額になった理由が分かれば教えていただきたい

と思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 三角の部分、増額も同一ですけども、国・県の交付額の確定に伴って出てきたものでございまして、景気動向とかいろいろ条件はありますので、状況の変化がございまして、その分の確定に伴ってこういった結果になったということでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回の予算とは関係ないかもしれませんが。質問があれやったら、却下してもらって結構でございますが、地方交付税関係でございます。

今年度を予測するに税収は下がるということであれば、うきは市というとは地方交付税でもっているんじゃないかかと思っておりますが、国やらの要望の仕方ちゅうとはどげなふうにしよるとかを教えていただきたい。今回は結構地方交付税は来年度やらは確保せんと、税収が今年度は落ちる見込みがあるから、そういったのをここで質問していいか。じゃなければ、別のところで質問したいと思いますけど、お答えできれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 交付税の部分が普通交付税と特別交付税に分かれております。普通交付税は、算定基礎があつて、いろんな補正率を掛けて決まっていくわけです。

それと特別交付税は、これは交付税全体の約6%ぐらいと言われておりますけども、これについては、詳細な中身がうちのほうでもなかなか分かりづらい状況でございます。災害等があった場合とかには、手厚く交付されるような状況もあるようでございます。来年度の御心配もあるかと思ひます。私も予算を預かる者として、非常に来年度の税収とかですね、そういった部分が気になるところでございますが、国のほうが地方財政計画とか、そういった数字が出てくればわかりますけども、こういった状況でございますので、市長会とかいろんな要望とかも上げていくようになるかと思ひますし、私たちもそういった情報収集に努めてまいりたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は承認することに決定しました。

日程第14. 議案第30号

○議長（中野 義信君） 日程第14、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価員の選任について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。よろしく願いいたします。

議案書20ページをお開き願います。

議案第30号専決処分の承認を求めることについて。

固定資産評価員の選任について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。

令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

次のページでございます。

専決第5号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

地方税法第404条第2項の規定により、うきは市固定資産評価員に次の者を選任する。

氏名につきましては、大石恵二でございます。住所、生年月日、職業は記載のとおりになっております。税務課長の異動に伴いまして、専決処分を行ったものでございます。御承認をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は承認することに決しました。

日程第15、議案第31号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第31号専決の承認を求めることについて。

令和2年度うきは市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付しております補正予算書、令和2年4月24日専決第6号と書かれたものでございます。これの1ページをお開きください。

専決第6号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,296万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年4月24日。うきは市長高木典雄。

今回、専決処分を行いました補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴ううきは市の独自緊急支援策第1弾分を計上したものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、近隣の自治体で次々に独自の緊急支援策が発表されていく中で、うきは市としてようやく令和2年4月24日に独自の支援策がまとまり、同日、議員の皆様にご説明させていただきましたとおり、1日も早く支援をしていくという緊急性から、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。10ページをお開きください。

歳出の説明となります。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費、今回新たに目を新設いたしまして、感染症対策費として補正額1億1,770万円。内容的には、会計年度任用職員として感染拡大の影響で失業された方、就職内定を取り消された方を5名、それから商工会が行ういろんな補助事業とかの申請手続をサポートする方を4名、合わせて9名分の報酬、期末手当、社会保険料、費用弁償等を計上させていただいております。それぞれ報酬で904万円、期末手当74万2,000円、社会保険料145万4,000円、それから9節旅費の費用弁償で25万2,000円を計上させていただいております。

8節報償費は花農家の支援、それから医療機関への感謝のための花代として200万円、それから国・県の融資制度や補助制度の申請手続をサポートする中小企業診断士1名の報償費として108万円、また通勤手当相当分として13万2,000円を計上しております。

13節委託料は、感染拡大予防のための買物代行支援業務委託料として100万円を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金は、中小企業・小規模事業者緊急支援金として1億円。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが前年同月比20%以上減少した中小企業・小規模事業者に対して一律10万円を支給するものとなっております。このほかテイクアウト・デリバリーサービスを新規開始する団体へ、テイクアウト・デリバリー応援事業費補助金として150万円。それから、市民が先払いで飲食代やサービスを購入できる仕組みの構築を補助していく飲食・宿泊応援チケット事業費補助金として50万円を計上しております。

11ページをお開きください。

10款2項2目教育振興費、これ小学校の就学支援として扶助費316万1,000円の増額補正を行っております。

12ページをお開きください。

同様の分で、中学校の就学支援として扶助費323万9,000円の増額補正を行っております。就学支援金の対象拡大を行い、感染拡大の影響により家計が急変した小・中学生がいる世帯の負担軽減を行うという内容でございます。

13ページは、会計年度任用職員分の人件費の内訳でございます。説明は割愛をさせていただきます。

次に歳入です。9ページにお戻りください。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億2,410万円。財源につきましては、全額、財政調整基金からの繰入れを行いますが、この後、補正のほうで地方創生臨時交付金を充当していく予定にしております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほど言ったような感じもするんですが、なぜ臨時議会を開かずに、この専決処分をされたのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほどもちょっと説明をさせていただきましたとおり、今回うきは市の独自支援策がまとまるのが、もう4月24日、その日ようやくまとまったものでございます。近隣自治体が次々と支援をしていく中で、1日も早くうきは市内の事業者の皆さんをはじめ、そういった新型コロナで困っている方を救済していくということで、議会のほうにも、議員の皆様にも御説明をさせていただいて、専決処分をお認めいただいてやってきたところでございます。緊急的に議会を開催する時間がなかったということでございまして、御理解のほど、よろしくお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 専決処分されて、反対に臨時議会を開かなければ、いろんな問題点、あるいはいいアイデア等が集まらないだろうと私自身は思っております。それから、ほかの自治体について言えば近接、近い日時にやはり臨時議会を開催されているわけですね。そういう意味で、市長はなぜ開催されなかったのか、その辺についてはもう少し詳しくお尋ねしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから企画財政課長が答弁させていただいておりますように、4月24日に専決処分をさせていただきました。その前段として、当日14名の議員の皆さんと、このコロナのうきは市独自の支援の在り方について十分議論をさせていただいて、その場で私の気持ちとして、いち早く市民の皆さんに支援金が届くように専決処分をさせていただき、かつまたマスコミのほうにも報道させていただきたいというふうに議員の皆さんにも御説明を申し上げたところであります。4月24日は金曜日でございましたので、週明けまして月曜日の4月27日に早速申請の受付をして、翌日火曜日28日には、もう10万円の支払いが最初の方に届いたということであります。結果として、福岡県下で行きますと、支援策の発表は非常に遅かったんですが、実質その支援金が届いたのは一番早かったんじゃないかと、このように承知をしているところであります。

○議長（中野 義信君） 竹永議員、3回目。

○議員（4番 竹永 茂美君） 遅れたということは、多分裏を返せば市民の声や市民の実態をつかんだということになるだろうと思いますが、どのような市民の声、あるいは市民の実態をつか

んでこのような予算を組まれたのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど企画財政課長がようやくというような言葉を使っておりますが、ようやくというか、我々も早くいろいろ検討して24日に向けて専決をさせていただけたということをお理解いただきたいと思います。

いろんな要素があるんですが、大きく2つであります。まず1点がやっぱり飲食業、宿泊業、相当経済的な影響が大きいということをお承知しておりましたので、商工会とも逐次意見交換をしながら、実は商工会が4月11日から4月24日までのアンケート調査をやっておりました。私としては、ぜひそのアンケートの実態を踏まえて、本当にかゆいところに手が届くような支援策を設けたいと、こういう思いで取り組んでいて4月24日になったということをお理解いただきたいなど、このように思います。

それからもう一つは、もともとこの新型コロナウイルス感染症対策、この支援については、基本的にやはり国・県が責任持って果たすべき問題であるということで、福岡県市長会におきましても、いろいろ情報交換をしながら、結果として15日だったと思うんですが、福岡県市長会から福岡県知事に対して様々な要望をかけておりましたし、そういう中では、やはり国・県の支援策を見極めて、そして自治体が動いたほうが、非常に国・県を補完する効率的な支援策が出るんじゃないかということで、私どもはしっかりこの国・県の動向を見ながら、そしてかつまた市の事業者の皆さん、あるいは市民の皆さんに国と県の手厚い支援がいっぱいあります。非常に分かりづらいところもあるんですが、それをしっかり市民の皆さん、事業者の皆さんに説明することが重要じゃないかと、そういうこともあって、4月21日に、うきは市役所の中に支援センターを設けまして、国の支援事業、県の支援事業をホームページ等にアップをしておりました。結局そういうバランスを取りながらやってきてたんですが、4月17日に小川知事のほうで福岡県の独自支援策が出てから、ばたばたと県下の市町村が独自策を出して、競い合ったような感じになってきたんですけれども、うきは市は十二分に実態を把握しながら、しっかり支援策をまとめたということをお理解いただければと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。（「市民の声と言って、今は商工会だけの声しか報告なかったんですが……」と呼ぶ者あり）もう、3回終わったですね。3回質問終わりました。（発言する者あり）市長、何かありますか。

○市長（高木 典雄君） 商工会だけというふうにつえられたらちょっと不本意でございますが、これまでもずっと説明してまいりましたように、うきは観光みらいづくり公社もそうですし、あと社会福祉協議会との連携とか、そういうことをやりながら、各種団体の御意見を聞きながらまとめ上げたということでもあります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） お尋ねします。

歳入が基金を使ってということでの内容でありますので、それを前提にしながら質問を3点ほどお尋ねしたいと思います。

1つは10ページのところで、先ほど説明でありましたように新採用で5名、それから応援のために4名ということでもありますけども、これは現状、今、どうなっているか、改めて確認をしたいというふうに思いますので、分かっていたら教えていただきたい。どの部署に配置されているのか、配置場所が分かれば、問題がなければ教えていただきたいというふうに思います。

それから2点目が、19節のところで中小企業・小規模事業者緊急支援金ということで1億円になってますけど、これについて、申請期限についてお尋ねをしたいと思います。具体的に内容をお示しいただいたときに、期間を限定するものではない。セーフティネット保証制度4号の承認を前提としていると思いますけれども、その解除をもって申請期限とするのか。その辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。というのは、現状で先日報告があったのは400件ちょっと超えた程度、今現在でどうなっているか分かりませんが、その辺も含めて御答弁いただければありがたいと思います。

それから11ページ、12ページについてであります。それぞれ就学援助ということで算定、見積もられておりますけれども、全て一般財源ということになっておりますけれども、これは本来であれば文科省の基準があって、それに申請できるのかどうかというのをお尋ねしたいのと、併せてこの予算が何名分ぐらいを想定しているのか、その辺の確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 1点目の会計年度任用職員の関係でございます。私、資料をどこに保管したかがちょっと、先ほどから探してたんですけど、すみません、正確な数字ではないんですけど、会計年度任用職員を約10名程度、支援センターで雇用させていただいております。ただ、目的の中には、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢の急激な悪化を受けて企業等から解雇をされた失業中の方などを対象に採用したいということをおし上げておりましたが、残念ながらそういった対象の方はおられなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 吉松室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策室、吉松でございます。

コロナ支援の関係の業務、一部私どものほうで兼務しておりますので、私どものほうから2番目の質問についてお答えしたいと思います。

現在、6月4日現在で先ほどお話ありました緊急支援金、申請件数が515件受付しております。515件でございます。対する支援金の請求書が出ました方々が498件でございます。500件に届こうかという方々が現在お見えになっているということでございます。

申請期限につきましては、セーフティネットの認定の有効期限というのがございます。私、今、それこそ手元に資料がございませんが、これが3か月延長されております、現在。それも申し訳ない、細かい日程自体を把握しておりませんが、たしか9月頃まで3か月間延長されていると思っております。

2番目の質問については以上です。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課のほうからです。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の関係でございますけれども、本来ある制度より今回コロナの関係で適宜条件を緩和して認めていこうとしているわけでございます。本来の制度も募集期間でございますけれども、追加での募集も受け付けておりますので、今回の分が文科省の補助の該当のほうに該当するかどうか確認をしていきたいと思っております。今のところ、詳細に詰めておりません。

それから予算につきましては、トータルで60人分、小学校の分として40人分、中学校の分で20人分を予算措置いたしたところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ありがとうございます。改めてこの支援金について、なりわいをされている方に何人か聞いたんですけど、特に若い経営者というか、のところはまだやってないというのは結構おまして、まだ実態の把握というのが前提でありますので、それを含めて、まだまだされていない方があると思っておりますので、そういう意味ではちゃんと期限、ある意味で今、3か月延長ということをおっしゃっているのであれば、その辺のことは事前に広報している、今、防災無線でも案内を入れておりますけれども、期限はあるものですよというのをきちんとお伝えすべきなのかしないべきなのかも判断いただきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員についてですけども、これについては、この措置がいつまでするのかという期限の問題があるかと思っております。現在、対象となる方はいらっしゃらないということですけども、これをこのまま継続的に待つだけであるのか。あるいは、こちら側から改めてコロナでの煩雑な業務関係、相談業務関係、案内業務関係等があると思っております。そういう意味では、今、中小企業診断士とかいろいろ貴重な方をお招きして相談を受けているわけですので、ぜひその辺のところも間口を広げていただくようお願いをしたいなというふうに2点目は思います。

それから3点目ですけども、就学援助については、これから追加で確認していくということでもありますけれど、3月通例で提案されてた中身が1人当たりざくっと11万円、1人11万2,000円でするので似たような人数かなと。60人というのは、ところだろうというふうに思っておりますので、ぜひ基金も大事にしなきゃいけないということもあるので、ぜひ確認していただければありがたいと思います。回答があったらお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 私のほうから会計年度任用職員の関係でございますが、現在、雇用しておりますのが12名でした。12名を7月末までの短期での契約をさせていただいて、雇用しているという状況でございます。これについては今後、状況次第では延長する可能性もありますし、また、今現在は福岡県のほうでも短期雇用創出事業ということで、こちらの紹介もさせていただいておるところでございます。状況を見ながら、幅広く雇用ができるような形を作ってまいります。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 現在、申請18名を受付まして、内容の審査中でございます。来週ぐらいには決定をしていきたいというふうに考えておりますが、議員御指摘の財源の分について、補助制度に乗れるのであれば、ぜひともそちらのほうを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 吉松でございます。

中小企業・小規模事業者への緊急支援金でございますが、おっしゃいますとおり、3か月有効期限が延びたとはいえ、いつか期限はやってまいりますので、そういったところについてどう対応するか。それからまた、今後やはりまだ不況の波が来るかもしれませんし、そういった状況も踏まえながら、どういった対応が適切なのかを内部で協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけです。先ほどから、市長のほうから4月24日に緊急支援策ということで資料を1枚頂きました。市長との懇談会やったですかね。全協じゃないよということで言われて。あの折に支援策、ちょっと今日忘れたんですけど、で、財政調整基金から1億2,410万円使わせていただくと。新型コロナ緊急支援金としてですね。ちょっと聞きたいのが11ページやら12ページというとも、これも緊急コロナ支援対策になるとですか。あのときは、私は財政調整基金1億2,410万円をこの17目の新型コロナウイルスに全部使うとやろうと思っただけなんですけど、そこは私の考え違いなのか、そこを説明いただければ、

違った使い方をされているんやなかろうかと、使うお金は1億2,410万円使うということ、新型コロナで。で、この教育費のところを使うちよるとは何でなのか教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ただいまの御質問ですけれども、今回のこの4月24日の専決分については、全てコロナの緊急支援分として対応していきたいと考えているところでございます。この後、また補正予算のほうでも説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 確かに4月24日に議員の皆さんにお配りをした資料のほうは、合計金額が1億2,410万円ということになっております。その中に640万円は小・中学校の就学支援金として計上しておりました。これが予算の立て方として、この17目のほうには入れておらず、教育費の中で、あくまでも援助費ということで教育費に入れさせていただいておるというところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかに。伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 先ほどの説明で、10ページですが、8節の記念品。これはたしか花屋ち聞いたかな、私は。（「花代」と呼ぶ者あり）花代。花代ということは、どげな支援だったのかなと。花を買ってやった。そいけん、花屋さんを支援したのか、花農家を支援したのか、その辺も教えてください。それと仮に花農家、花屋さん、対象者は何人ぐらいおったのか。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。よろしく願いをいたします。

予算書の10ページ、8節報償費の予算200万円の記念品の中身につきましては、まず目的が2つございました。非常にコロナの関係で、医療機関の方々が苦勞されているという方々をねぎらいたいという思いが1つございます。もう一つは、管内の花農家の花の需要が非常に落ち込んでいるというふうな状況がございました。部会のほうからも何とかそういうふうな支援をお願いできないかという中で、花部会のほうから市が花を買い上げて、管内の医療機関、それから市内の介護福祉施設のほうへ、共に今頑張りましょうというふうなメッセージを込めて、花の配布を行ったところでございます。件数にいたしますと、医療機関関係で延べ3軒、それから管内の介護保険施設関係で約80軒程度に今、花の配布の1回目を終えております。今後また7月以降、こういうふうな状況が続きましたら、第2弾のほうを考えているような状況でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 花を贈った先じゃなくて、花を、仮に今、花部会と言ったです

よね。だけん、その花部会は何人ぐらいおるとですか。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 今回はJAの花部会のほうに協力をお願いいたしました。JAの花部会のほうは、約30名が部会のほうに登録をされております。もちろんこの部会に入っていない花農家もいらっしゃいますけれども、今回につきましては、JAの花部会のほうに協力をお願いした状況でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 花に限らず、今からずっと出てきます、農作物は。それで、これ今、計算、頭が悪いけん、計算ぱつとできんやったで、1人当たり10万円ちょっとぐらいです、200万円。10万円出とらんとか。そいけん、あとの支援もよろしゅうお願いしときます。

○議長（中野 義信君） 答弁いいですか、要望ということで。（「ずっと出てくるはず。今から……」と呼ぶ者あり）答弁ありますか。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） おっしゃるとおり、現在は2月から4月までの非常に影響を受けた作物を中心とした対策を進めております。今後5月以降につきましても、また今後の夏場以降につきましても、あらゆるそういう被害、減額等が想定されます。国・県の事業をフルに活用させていただく形でできる限りの支援をさせていただき用意でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 確認です。10ページの19節テイクアウト・デリバリー応援事業費補助金と飲食・宿泊応援チケット、報道でも筑後版にも載ったと思うんですけど、この事業者とですね、どういう事業者なのか、ちょっと御紹介いただけませんか。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課でございます。

まず、テイクアウト・デリバリー応援事業費補助金につきましては、当然テイクアウトとか買物に行けない方ということで申請を受付しておりますが、今のところ1社上がっております。うきはの宝株式会社の大熊充さんでございます。

それと飲食・宿泊応援チケット事業費補助金は、商工会に対して50万円の補助を出しております。商工会はさらに100万円、青年部が50万円の合計200万円で、プレミアム率10%、150万円のプレミアム率がついておるところでございます。そこが商工会に補助金を出しておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） このテイクアウト・デリバリーの応援事業費補助金は、まだスタートしてないということですか。1社だけ上がってますと今、おっしゃったろう。これは筑後版にはっきり宝のと載ってました。それとは違うの。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということはおもう、事業が決まって実施、これはもう、専決処分したから当然これは執行しようと思うから、そういうことでしょう。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）もうちょっと分かりやすく言うてくださいよ。（「すみません」と呼ぶ者あり）そうすると飲食が、広報うきはに挟まってきとった5,500円、商工会青年部ち書いて。これは違うと。（「それです」と呼ぶ者あり）もう少し分かりやすく言うてもらえば。なら、それでいいですね。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 新聞でも報道になっているテイクアウト・デリバリー応援事業費補助金は、今、1社、そのうきはの宝株式会社が上がってきておりまして、業者と、うきはの宝株式会社がネットを通じたやり方を今、やっているところでございます。

飲食・宿泊応援チケットも6月1日から11月までで、商工会青年部が取り組んでいるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は承認することに決しました。

日程第16. 議案第32号

○議長（中野 義信君） 日程第16、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書の24ページをお願いいたします。

議案第32号専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度うきは市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて補正予算書、左上のほうに令和2年5月1日専決第7・8号となっております。分かれていますのは、次の国保会計の分と合わさっている関係でこういう表記にさせていただきました。

1ページをお開きください。

専決第7号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億6,649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億4,945万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月1日。うきは市長高木典雄。

今回、専決処分を行いました補正予算は、国の第1次補正予算が令和2年4月30日に成立しました。このことを受けまして、国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金、子育て世帯児童1人当たり1万円を支給する、子育て世帯への臨時特別給付金関係の予算を計上したものでございます。先ほどの補正第1号と同様、1日も早く市民の皆様へ特別定額給付金等を支給する必要がありますので、5月1日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額29億2,659万9,000円を増額するものです。国民1人10万円を支給する特別定額給付金関係を19節で29億920万円、その事務経費として合計1,739万9,000円を計上しているところでございます。

続いて、11ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額3,989万8,000円を増額補正するものです。19節、子育て世帯への臨時特別給付金3,810万円、事務経費として合計で179万8,000円を計上させていただいております。

12ページは職員の人件費の内訳でございますが、職員手当、時間外勤務の分が100万円の

増額となっております。

続いて、歳入でございます。9ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金29億2,659万9,000円の分が、これ特別定額給付金給付事業費補助金として、同じく2目民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,989万8,000円ということで、全額、国庫補助金で措置される内容となっております。

説明は以上となります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今回の国からの一律10万円につきましては、市の職員の方が5月の連休中に作業されたということ。そして申請につきましても、市の職員はできるだけ後にしてくださいという旨の話があったというふうに聞いて、大変感謝しております。しかし、この10万円の給付がうきは市でも目詰まりの現象が起きているのではないかというふうに思っています。

そこで1点目、市長はどのような計画性の下で、この事業を立ち上げられて、どのように検証されてあるのかお尋ねします。

それから2点目、先ほどの第1号のほうで、かゆいところに手が届くということとか、市内で一番最初に届いたのではないかというふうな発言がありました。確かにかゆいところに手が届くというのは、やはり一番必要な家庭、そこに届くことではないかと思うわけですが、じゃあ、せっかく目詰まりがあるとすれば、市の職員だけではなくて、配付された資料がそういうことを書いてなかったから、早く来たら早く出さないと、後がどんどん、郵便屋さんが配達するのが遅れるから、早く着いた人が早くしなきゃいけないと思ってたんですけども、るる聞きますと、1回集めて、それを打ち込んで、それがまた銀行に行くと、また打ち込まないといけないということだったということですが、そのような目詰まりの現象を今、どのように捉えてあるのか。

そして最後になりますが、一番手が届かなきゃいかんところに行くべきではないかなと思ったときに、ここに書いてある、例えばそういう、市がまとめたのを1つの金融機関ですか——今年の提携している、だけでされたような気がしますが、それがほかの市内にも幾つもありますけど、そういう金融機関にも広めるようなことは考えられなかったのか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 特別定額給付金が1日も早く市民の皆さんに届くための体制整備、どのように考えていたかというお話でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、4月

21日に支援センターを立ち上げましたが、その大きな目的の1つに、この特別定額給付金をいち早く届けるというのがありました。もともとこのお話は、御案内のように4月7日に緊急事態宣言が出て、政府のほうで緊急経済対策をまとめて、第1次補正予算の作業がスタートします。あのときは30万円で閣議決定をやったんですが、それが10万円で閣議決定のやり直しからかなり時間がかかって、4月30日に補正予算が国会で成立するということになりました。そういう国の動きを事前に予測しながら、4月21日に支援センターを立ち上げて対応させていただいたものであります。

先ほど市内で1番というお話がありました。私が申し上げているのは、発表は遅かったんですが、対応は県内で1番ではなかったかと、このように申し上げたところであります。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 業務の詳細につきましては、私どものほうで作り上げましたので、詳細について御説明させていただきたいと思っております。

おかげさまで5月1日に専決を頂戴いたしまして、その日からくしくもオンライン申請が始まりました。その日の申請のうちの内容が整ってございました12件につきましては、連休明けの5月7日に12件、振込を最初の方々についてはしている。それ以後、まだなかなかシステムが入ってこないという話をしてございました。私どももそうでしたし、皆様方もじれったい思いはあったと思いますけれども、ようやく先週システムが入ってまいりまして、今週につきましてはもう、順調に動き出しております。

一番直近のデータで申し上げますと、まさに本日、件数にしまして2,024件振込をできるデータを作成しております。これはシステムが入りました影響で、こういった効率的な作業ができるようになってきております。この分につきましては会計の審査、それから銀行への依頼等も含みまして、6月11日に振込をする予定になっております。それこれ合わせまして、その分まで含めまして、今現在、振込件数が合計で7,353件に至っております。全体、4月27日時点での世帯数が1万1,114件でございましたので、それに対する振込完了割合としましては66%ほどになっております。来週までにはほとんど、もう提出された方につきましては振込ができるような形になってくると思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、センターの所長が言われましたように、現状で66%ということは、最初の質問ですが、目詰まりしているわけですね。そうすると、4月21日にセンターを立ち上げた時点で、先ほど言われた市の職員が連休中頑張ったりいろいろされたことは評価するんですが、誰でも出したらすぐもらえるものと思って、いろんな人から聞くんですけど、

いや、最初は郵便物は届かないから2週間ぐらいかかります。その後、しばらくして交付まで3週間かかりますということであれば、本当に必要な人に対しては早く申請してください。余裕がある方は、市の職員と同じように6月になってから申請してもらっても構いませんよというような丁寧なことができたんじゃないかなと思いますが、この時点で市長は目詰まりが起きないというふうに考えられていたのかどうか、お尋ねいたします。

それから、先ほど最後に言ったんですが、このシステム開発委託先と口座手数料は、結局1つの金融機関で行って、それを広げようということは検討されなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） まず銀行の機関の件ですけれども、今現在、うきは市の指定金融機関として3行ございます。福岡銀行と西日本シティ銀行と筑邦銀行。輪番制でなっております、2年ごとに交代するということになってまいります。今現在、筑邦銀行が輪番制の指定金融機関になっておりますので、第一義的には筑邦銀行にお願いするということになってまいります。

私どもの体制が整ってない状況でしたので、銀行にはいろいろ御無理を言って、そこで目詰まりとおっしゃるのであれば目詰まりという形になってたと思いますが、私どもが考えている目詰まりといいますと、郵便物が到着するタイミングだったと思います。5月11日から皆様方の返送を受領するようになりまして、5月18日、翌週の。1日当たり2,298件郵便が返ってきております。目詰まりとおっしゃるのであれば、ここの2,298件の分が若干やはり遅れる原因となったのではないかとはおもっておりますが、その後は今、順調に作業しておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 3回目、4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私は市長に先ほど4月21日センターを立ち上げてこうこうしたときに、今の指定金融機関が1行であり、それを増やすことを考えられなかったのか。あるいは郵送したときに、申し訳ないですけど、ちょっと余裕がある方は後にしてくださいというようなこと。そして、いつ頃終わるといふ、5月中に終わるつもりでされたんだろうと思いますが、そういう計画性、いわゆる目詰まりがない計画を立てられていたのか。いや、実際やってみたらいろんな――室長は郵便屋さんと言われたけれど、郵便だって僕は金融機関だと思っておりますので、その辺の計画性に目詰まりはしないというふうに考えてあったのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの御答弁になりますけど、今回の特別定額給付金の申請の方法には大きく2つあって、オンライン申請と郵送申請とあります。オンライン申請は5月1日、当日、新聞では大きく5月1日に対応しているのがどこどこだと、全国的な地名が出てますが、本当に全国でも珍しい、うきはがその第1号で、5月1日のオンライン申請を受け付けております。

それから、郵送については種々作業がありましたので、5月7日に発送させていただきましたが、非常に、1万1,000件を超える郵送でありますので、郵便局の皆さんに大変な御負担をかけましたが、どうしても郵便局のキャパと言うか、配送のキャパがありまして、そういう中で市民の皆さんからなかなか届かないよという声は十二分に私の耳にも入ったところでありました。非常に、本当に待ち望んでおられた市民の皆さんに1日でも早く届けるという使命の中でセンター職員頑張らせていただいているんですけども、なかなかそういう面で、議員の指摘のように、十分に至らなかった点についてはまた市長としておわびを申し上げたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 3回終わっておりますね。（「金融機関は検討したかどうか……」と呼ぶ者あり）吉松室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 金融機関につきましては、先ほどもお話しいたしましたように、3行を当番行でしておりまして、今年4月からは筑邦銀行が主要の輪番制の指定金融機関でございますので、筑邦銀行、指定金融機関から発信するというのが第一義的に指定金融機関の役割でございますし、私どもも最初はそこで御相談するということでさせていただいております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、システム開発委託料というのは、その事業その事業に必ず発生するものなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 吉松室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） そうですね、システム開発といいますと、非常に言葉だけで申し上げるのは難しいんですけども、やはりこういった条件のものをデータとして入力していくのか。こういったものと例えば照会をするのか。例えば今回の申請の場合は、住民税の引落しがされている口座だったらチェック入れるだけでいいですよとか、いろんな条件がついてまいりますので、じゃあ、そういう条件のデータを引っ張ってくるシステムとか、そういったものを組み合わせていく形になりまして、最終的に銀行の全銀協フォーマットと言いますが、そういったデータの形式に吐き出しますよという仕組みまでをつくる必要がございますので、やはり毎回そういうシステムが必要になってくるということがございます。

○議長（中野 義信君） 審査の途中でありますけれども、お諮りをいたします。本日の予定を終

了したいと思いますが、午後5時以降になろうかと思えます。つきましては、時間延長につきまして御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

それでは、引き続き審査を行います。組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 質問をぽんと忘れましたが、そしたら、そういったシステムが扱える職員やらを雇うことはできるのか。そういうのは不可能、やっぱり国の決まったちゃんとシステムをせないかんとかが1点とですね。

今回は、オンラインは少なかったんじゃないかろうかと思えます。マイナンバーを作っちゃう人がおりませんからですね。そうすると、加古川市やったですかね。マイナンバーを使わんでんオンラインがでくるということで、この定額給付金がもらえるというシステムを職員が作られておりました。そういったのは、どこの市にでも情報を発信して使うてくださいというような内容だったと思えます。そうすると、必ずシステム開発システム開発ちいうよりかは、やっぱりそげなんとができる人が1人おったほうがいいんじゃないかろうかと思うんですけど、そういったことができるのかを教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議員がおっしゃることも確かで、理想ではございますが、費用対効果、それから人材育成の面で非常に困難なことではないかなと思っております。ましてや、うきは市単独の業務ではございません。全国の自治体が同じようなシステムを使って行う作業になりますので、これは当然、業者に委託をしないとスピード感も出ないと思えますし、いろんな点で不都合が出てくるというのは明らかではないかなというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） オンライン申請についてでございますが、うきは市の場合は、受領したのが160件ほどでございます。そのうち体裁が整っておりましたのが152件ほどでございますが、やはりその中には申請書をまた連絡して、申請書の紙で送っていただくか、もしくはもう一回オンライン申請してくださいというような形で、内容が不足している方もございました。申し訳ございません、加古川市でしょうか。そちらのほうは承知しておりませんでした。幸いにも申請書を私ども専決いただきましたおかげで業務が早くできまして、申請書がお送りできましたので、もし仮に市民の方からお問合せがあれば、申請書は紙で出されるほうが早いですよという御案内になろうかと思えます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） いろいろやり方はあろうと思います。今回の分は、私も結構スピード感を持って職員の方、対応されているんだろうと思います。それはほかの構成市町と比較したところでございますけどですね。ただ、早い対応というのは当然かなど。要は全てに届くことがいかに早くするかというところを目指す必要があるんじゃないかなと私は思っております。そうすると、今回、全てが初めての対応やから、そういったのは今後も十分検証しながら、今後もまた給付金なり補助金なり、そういったのが第2波、第3波になると出てくるおそれがあります。まだ一番最初の給付金が届いておらんところがほとんどでございます。うきはは10万円は早くよそよりは届いているのかなとは思っておりますけれど、そういったのというのは、言いたいのは該当者に全てに早く届くところのゴールを早く目指すべきだろうと私は思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 議員おっしゃるとおりでございます。私どもも一刻も早くということで、システムに鋭意入力作業をしております。恐らくは来週中の起案分までぐらいで、振込は、実際は再来週になりますが、その辺りまでで今、滞っております、今手元にあります方は全部一掃されるような状況になってくると思っております。今後もそういった第2弾、第3弾ということもあるかもしれませんので、そういった辺りについては、反省点も含め、内部で常に協議をいたしまして記録に残していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 3回終わりましたので、5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 確認させてください。

今回のところで、4月27日を起点として全て日本の在籍者ということになってはいますが、うきは市で外国人居住者関係の給付状況、どの程度あったか。送付枚数及び現在までの到達点、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから今、マイナンバー申請のことを触れられて、152件ということでおっしゃってましたけれども、若干不足があつて再提出をお願いしたという方がいらつしゃったと思っておりますけども、マイナンバーに係っては、トラブルがあつて中止した自治体もあります。そういう意味ではパスワード関係でトラブルになって、再交付を再申請したというか、そういった方がうきは市であったかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思っております。

それから3点目が、DV被害者ということで、その件で相談等、男女共同参画推進センターでも受付というふうになっておりましたけども、相談件数があつたかどうか。実際にどういうふうは何件ぐらいあつたのか、問題がなければお聞かせいただきたいというふうに思います。

4点目、最後ですけれども、代理人による申請というのは可能だと思います。身体的障害のあ

る方及びDV被害等の避難されている方も含めてあったと思いますけども、代理人による申請件数があったかどうか、その件数があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） まず外国人の方の申請でございますが、ちょっと詳細までは申し訳ない、この時点では手元に資料がございませんが、実際17名の方に現金給付をしております。私が知る限りでは、その方々のうちのほとんどの方が外国人だったと思っております。今時点で4月27日時点での外国人の登録の方の人数については、申し訳ございません。今、手元ございません。

それから、DV関係の被害者の方ですけれども、私の把握している限りでは、3名の方に給付をしていると思っております。1名の方は、実際に市のほうにお越しになられてという形で御相談なされた方等もございます。

代理人による申請ですけれども、この分につきましては、申請書一枚一枚チェックする必要があると思いますので、今のところは申し訳ございません、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） マイナンバーの関係のトラブルは。

○水資源対策室長（吉松 浩君） すみません、マイナンバーのトラブルにつきましては、この給付事業が決まりましたから、高齢の方がマイナンバーを取得に来られるという件数は、私が受けた印象では増えたようなことを思っておりますが、ちょっと確認しまして報告いたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 2番の組坂議員と関連でございますけれども、このマイナンバーカードを用いたオンライン申請、これがもう、確認作業が大変だということで、これをストップした自治体が多かったようでございます。そういう中で、この加古川が独自のオンライン申請、マイナンバーカードやICカードを使わないやり方でスマートフォン、それからパソコンを使って簡単に申請ができると。その操作方法が分からない場合は、コールセンターで丁寧に教えてくれると。これをずっと見ますと、郵送された申請書、これに照会番号を記載してるわけですね。その照会番号と本人確認をするだけ。だから、照会番号にその人の定額給付金が、世帯数とか、もう全部入っているわけですね。それで申請ができると。意外と簡単で好評でございました。これはもう、新聞、テレビでも報道されたですかね。だから、こういったところをぜひ研究をしていただいて、ここはもう、うきは市独自でこれはできると思いますので、そういうことをぜひ今後やっていただきたいと。だから、1回そういう研究をするかどうか。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 今、お話の加古川市の件でございますが、私もちょっと勉強不足でございますので、内容を確認させていただきまして、今後につなげていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 先ほど岩淵議員への答弁で、外国人の方には直接給付をされたということなんですけども、私、今、口座がないんだけどというふうな相談を受けてるんですけど、口座がない方に対しては直接給付というやり方もできるんですか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 今回の申請書が非常に文字が小さくて読みにくいところございますが、実は口座番号を書く下の段に、現金の場合はということでチェックを入れるところがございます。そこにチェックがございましたら連絡を取りまして、現金給付ということもさせていただきますので、ぜひ御相談ください。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。5時20分より再開いたします。

午後5時06分休憩

午後5時19分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

日程第17. 議案第34号

○議長（中野 義信君） 日程第17、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 市民生活課、白石でございます。

議案書28ページをお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 日程どおりでさせていただきます。本日配付しております日程どおりで行います。議案第34号。ようございますかね。

○市民生活課長（白石 孝博君） 28ページでございます。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第9号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和2年5月1日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。改正の理由ですが、国保の被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たす被用者に傷病手当金を支給するため、5月1日付でうきは市国民健康保険条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものでございます。新旧対照表は48ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、附則第1項から第3項を削除し、第1条から第6条を追加するものでございます。新型コロナウイルス感染症に関する内容は、第4条からでございます。

第4条では、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または発熱など、感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給し、支給額は、直近の継続した3か月の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2となっております。また、支給期間は最長1年6か月というふうになっております。

次に第5条、第6条は傷病手当金と給与等との調整でございます。

まず第5条では、第4条に該当する者が事業所から給与等の全部または一部を受け取ることができる場合については、受け取ることができる期間は傷病手当金は支給しない。また、受け取ることができる給与等が第4条により算定した金額より少ないときは、その差額を支給するものでございます。

第6条では、本来事業所から受け取ることができるはずだった給与等の全部または一部を受け取ることができなかつたときに、全額を受け取ることができなかつたときは傷病手当金の全額を、一部を受け取ることができなかつた場合において、受けた額が傷病手当金の金額より少ないときは、傷病手当金との差額を支給するものでございます。ただし、第6条第2項にありますように、本来事業所から受け取ることができるはずだった給与等を受け取ることができなかつたことにより、市から傷病手当金を支給することになるため、その分については市が事業所の事業主から徴収するというようになっております。適用期間は令和2年1月1日から規則で定める日までの間ということで、規則で定める日は令和2年9月30日となっております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 議案第34号、専決第9号ですけれど、4点お尋ねします。

確認ということになりますけれども、1つは、そもそもコロナの感染のところで検査を受けるときには公費負担というふうになっているんですけど、現状で個人負担というのは、PCR検査及びその後、隔離入院等した場合に、実際に個人負担というのが発生しているのかどうか。その辺、状況が分かったら教えていただきたいというのが1点目。

2点目は、今回、条例改正ということであるわけですけれども、うきは市の規則があると思うんですけども、規則ですから議会にかける必要はないと思います。詳細を決めるのが規則になると思いますけども、申込みの申請用紙とかいろいろあると思うんですね。そういったものを確認したいと思いますので、できればお示しいただきたいと思うんですけども、今できてないのであれば、いつ頃できるのか確認をしたいと思います。

それから提出の方法についてですけれども、本人が全てたしか病院、それから事業所、それから本人と申請書をそれぞれ書かないといけないと思うんですけども、その提出というのほうきは市に、さっき言ったように規則がちょっと分からないので聞くわけですけれども、提出するルールになっているのかどうか。具体的には支給までの期間がどの程度時間を要するものなのか、その辺を、もし想定されているものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

それから4点目が、附則のところで1月1日からというふうに定めるとなっていますけれども、

国の10分の10の給付が9月30日になっていると思うんですね。そういう意味では、ここでは規則で定める日までということになっている、さっき言ったように規則が分からないんで聞くんですけども、ただ、今の現状で言えば第2波、第3波の問題も言われているわけですけども、その辺をどのように想定しているのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 4点、御質問いただいております。

まずPCR検査等については、個人負担は発生しないものと考えております。

それから、2番目の規則ですけども、申請用紙等については、国から示された様式が来ておりますので、これに基づいてやっておるところでございます。先ほど言われたように事業所からもらう分、それから病院からもらう分、本人が書く分、それから世帯主が書く分ということで、4枚の様式が定められておるところでございます。

それから、9月30日までと規則で定めておりますけれども、これについては、国も状況を見ながら延長もあり得るといふふうにしておりますので、国の支援に合わせて、こちらの規則のほうも改正をして、もし延長となれば規則のほうも延長で改正をしていきたいというふうに思います。（「支給までの期間は」と呼ぶ者あり）

支給までの期間ですけども、できるだけ早くしたいとは思っておりますので、申請があつて、基本的に早く、1週間とか2週間以内ぐらいには出したいとは思っております。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 前後の大事な話がありますけれども、1つは、さっき言ったように規則はお示しいただけるかどうかということ再度もう一回確認させていただきたいと思います。

それからもう一つ、日にちの設定についてですけども、要は私が言いたかったのは、国の給付が10分の10の期限が9月30日というふうになっているんですね。この期限が切れても、この傷病手当というのが必要だと認識しているかどうか。要は、うきは市独自でそれを継続する、そういう、傷病手当というのは国民健康保険法の関係で言うと設定されているわけですね。そういう意味で言うと、期間を区切らないほうがいいのではないかというふうに、ただ、ここでは定める日までと書いてあるので、その希望に沿っているかどうかというのがよく分からない。要は、そういうことが極めて大事ではないかなと。感染の検査を推進して、積極的に隔離ができるようにするというのが、この傷病手当の基本的なスタンスだろうと思いますので、その辺の考え方についてどう判断されているか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 白石市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 規則については、お示しをできるかと思います。

それから、国の支援がなくても自分でやれるのかという話ですけども、なかなか国の支援なしには厳しいと考えております。ただ、9月を過ぎてでも出さなくてはいけないような状況が続いておれば、当然、国は9月30日で切ることはないというふうには考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） よく分かりませんので、教えていただきたいと思います。

1点は、今の岩淵議員と同じですが、うきは市の現状ではこのような該当される方がおられるのか、おられないのか。

それから2点目は、PCR検査についてです。国民健康保険の例ですが、これは本当分らないので教えていただければ、社会保険の人も同じような改正が、同じようなレベルでなされているのかどうか。

3点目は、よいことであれば広報活動をどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まず、該当は今のところコロナにかかった方はいませんし、おそれがある方も今のところは聞いておりませんので、今のところ該当者はございません。

それから、社保についてですけども、もともと社会保険は傷病手当金がコロナ以外であっても、病気とかけがであっても同じように休んだ4日目から出るようになっております。それに今回、国保の分のコロナ関連で、社会保険に合わせたものだというふうに思っております。

それから広報についてですけども、一応ホームページのほうには掲載はしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 関連質問でございます。先ほどコロナの感染者はいないと承知しておりますけど、PCR検査を受けた報告は受けてるんですけど、そういったのは疑いにはならないということで、結果的に陰性だったから疑いにもならないと認識すればよろしいんですかね。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） こちらの該当というか、条件が先ほど申し上げたとおりで、疑われる方についても該当になります。発熱等の症状があつて、コロナ感染の疑いがあるものということになっております。ですからPCR検査を受けただけ、例えば濃厚接触者でPCRを受けたという方については対象外と。しかも4日以上休まないかんから、受けただけじゃなくて、受けることで4日以上休んだと。発熱があつてですね。という方なら対象になります。ただ、濃厚接触者ということだけでPCR検査を受けて、仕事もちょっと2週間程度休んだということは対象外というふうになっております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そうすると、検査を受けられた方はおりますので、疑いか疑いでないかというのは、市のほうで判断するということよろしいですかね。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） その辺りは病院等も受診されることになると思いますので、病院からの報告とかを基に、発熱等があったことで受診したということであれば、それは疑いになるというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 組坂議員、3回。

○議員（2番 組坂 公明君） 今後増える可能性もありますから、そういったのも市のほうで調査をして該当するか、そのところがはっきりしとかんといかんとやなかろうかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） PCR検査をどなたが受けたかというのは、私どものほうでは把握はできておりませんので、なかなか調査というのは難しいのかなとは思いますが、本人からのお申出があれば、当然、申請は受付ますけれども、その辺は保健課辺りとも相談をしたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 3回目です。質問漏れがありましたので。

大事なのは、改正条例のところの30ページのところにある第4条です。対象者についてお尋ねをしたいと思えます。ここには給与等ということ、所得税法第28条第1項を前提にしておられます。国民健康保険に加入している方々、いろんな方々がおられます。特にフリーランスで仕事をされている方もいらっしゃいますし、青色申告をされて専従者となっている方々もおられます。その方々が対象となるのか、確認をいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 今回の分の対象者が被用者というふうになっております。給与所得のある方になります。ですから、フリーランスの方とかは個人事業主というふうになりますので、今回の対象にはなりません。ただ、事業専従者については給与所得ということで、国からの通達もあっておりますので、事業専従者については対象になるというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号について委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は承認することに決しました。

日程第18. 議案第33号

○議長（中野 義信君） 日程第18、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、左上に令和2年5月1日専決第7・8号と書かれた補正予算書を御覧ください。ページ数は13ページになります。

専決第8号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度うきは市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,976万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年5月1日。うきは市長高木典雄。

次に20ページをお願いします。先に歳出のほうを御説明させていただきます。

2款6項1目傷病手当金、補正額93万4,000円の増額補正でございます。内訳としては、19節負担金、補助及び交付金93万4,000円、傷病手当金でございます。これは先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たす被用者に傷病手当

金を支払うための予算でございます。日給が7,000円の方に20日間、10名という算出根拠で93万4,000円を出しております。

1ページ戻っていただいて、19ページをお願いします。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、補正額93万4,000円の増額補正です。内訳としては、2節特別給付金93万4,000円でございます。これは歳出で説明しました傷病手当金を支給した場合に、その全額が特別調整交付金で措置をされるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて確認します。

まず1つは、算定根拠についてお尋ねします。人数が10名ということをおっしゃっていたと思いますし、日額7,000円、20日間ですれば、14万円割る、多分収入としては20万円ぐらいの所得になると思うんですけれども、その算定根拠を取りあえず10名とした理由とか、日額7,000円で計算したということについて確認をしたいと思います。

それから、うきは市で現在そういう意味で、先ほど言いました給与等を頂いている方について、就労されている方の人数が分かれば教えていただきたいということと、それが2点目です。

3点目が、93万4,000円に総額なってますけれども、陽性確率で言えば、累計では5%ぐらいになるわけですが、最近5月中旬ぐらいの推移で見ると、0.2%程度の陽性確率になっておりまして、何パーセントぐらいを想定しているのか、その辺の確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 7,000円の根拠については、最低賃金を少し上回る程度ということで7,000円としておるところでございます。20日間は、大体入院した場合とかで3週間程度ということで、3日分を引いて20日間ぐらいではないかということでの20日間。10名については、1世帯出れば二、三人はかかるだろうということで、はっきりは分かりませんが10名ということでの算出をしているところでございます。

給与の方ですけれども、今、国保加入者が7,400人程度おられますけれども、その中で給与所得がある方というのが約2,200名程度となっております。ちなみに自営業者が1,593、1,600名近くということになります。

それから陽性率については何パーセントで想定しているかということですが、そこまでは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 再質問というよりも、改めてこれについては不足があれば追加、9月30日までかどうかというのがあると思いますけれど、そういうことを想定しているのかどうかということを確認だけしておきます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 今のは、金額が不足した場合。（発言する者あり）はい。当然金額が不足したから払わないという話にはできませんので、その場合はまた補正なりでお願いすることになると思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは外国人の方も該当するというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 国保の被保険者であれば、該当になります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今までの質問で外国人の方、その年齢もゼロ歳から70歳、80歳の方もおられたと思うんですが、外国人の方の国保加入者数とかというのは分かっているのでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 外国人で被保険者が何人いるかというのは、今、持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。（「後でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 後でお願いしますということです。ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 確認ですけど、岩淵議員の——説明でもありましたね、日額が7,000円、20日間、10人。単純に計算すると140万円になりますよね。こういう計算じゃないんですね。私の聞き違いでしょうか。それ、ちょっと確認です。

それから、今ありましたとおり、今のところはそういう傷病者もいらっしやらないということですが、もし出てきた場合のこの財源は、また県のほうから申請すれば来るのかどうか。もし、幸いに誰も出なかった場合については、県に返納せにゃいかんのか、その確認でございます。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まず第1点目ですけれども、7,000円掛ける3分の2になりますので、7,000円掛ける3分の2掛ける20日間掛ける10名ですと、93万4,000円になるかと思われます。

それから、もし誰も出なかった場合については、当然お金も来ませんし、こちらから申請も県のほうにしませんので、払った場合に申請をして、その分が来るということになります。（発言する者あり）まだ申請そのものを県のほうにやってませんので、もしこの93万4,000円で足りないような状況が出て、補正で増額して払った場合については、その分を請求できるものと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は承認することに決しました。

日程第19、議案第35号

○議長（中野 義信君） 日程第19、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 32ページをお願いいたします。

議案第35号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和2年6月5日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第10号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和2年5月11日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由としまして、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月11日付で施行されたことにより、同日付でうきは市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分をさせていただいたものでございます。併せて新旧対照表50ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、第2条、市において行う事務に、第8号として広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は承認することに決しました。

日程第20. 議案第39号

○議長（中野 義信君） 日程第20、議案第39号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 40ページをお願いします。

議案第39号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

表記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年6月5日。うきは市長高木典雄。

次のページでございます。うきは市手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、新旧対照表は57ページになります。

改正理由ですけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が令和2年5月25日に施行されたことに伴いまして、うきは市手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、今申し上げましたとおり、法律の施行により令和2年5月25日をもって通知カードが廃止となり、再交付も行わないこととなりましたので、別表の通知カードの再交付の項を削除するものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 議案第39号ですけれども、昨年5月22日をもって終了すると、今年やね、ということで過去形になっております。そういう意味では、随分一方的な話だなというふうに思っております。マイナンバー普及状況を改めて確認したいと思います。うきは市での普及状況を教えてください。

それから2点目は、3年以上経過しておりますけれども、さっき言ったように普及率が一方では1割強ということになっていると思いますけれども、今回特別定額給付金等で、手続によっては障害が発生しております。そういう意味では、事例を踏まえて混乱のない対応方針はどのように考えているか。要するに、今現在お持ちの方の再交付しないということになるわけじゃない、持っていない方への再交付はしないということになってますので、その辺についてどのように市民に説明するのか、2点目としてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから3点目が、来年2021年3月までに限定付でマイナポイント制度というのが計画されております。7月から登録が始まります。スマホやマイナンバーカードの読取りをもとにして、ポイントが付与されるという新しい制度で、国の税金としては2,000億円を計画しているというふうになっております。うきは市での対応について、現実的に利用の格差が起きると想定されます。それに対して、どのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まずマイナンバーの普及状況でございますけれども、5月24日現在が一番最新でございますけれども、3,300枚交付をしております。交付率は11.1%となっております。ちなみについ最近までは福岡県で最下位だったんですけれども、今51位まで上がってきておるとい状況でございます。

それから、今後、再交付をしないことによる混乱とかが起きないのかということでございますが、マイナンバーカードは今後も普及を目指していきますけれども、通知カード、緑色のカードは廃止されたので、これは再交付をしないということでございます。これから先は、通知カードに代わる通知書が本人宛てに届くこととなりますが、これはあくまで通知であって、それも再交付はしていかないということになります。通知カードが廃止になった背景は、やはりマイナンバーカードを早く国民全員に普及をしていきたいという方針の中で通知カードが廃止になったものというふうに思っております。

それからマイナポイントの関係ですけれども、確かにお年寄りとかはマイナンバーカードを使って、しかもそれをキャッシュレスとひも付けをした上でないと、このポイントは受けられないということで、なかなかお年寄りとかに対しては厳しい制度なのかなと個人的には思っているところですが、利用の格差が起きないように、なるべく市民生活課としても支援をしていきたいというふうに思ってますし、広報等で1人でも多くの方が早くマイナンバーカードを取得するように進めていきたいと思ます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 3,300枚、ちょうどですね。3,300枚、11.1%。そういう状況の中で、改めて今回の定額給付金でも、152件とさっき言いましたよね、利用された方がね。ですので、そういう意味では環境が整っている。パソコンだけじゃなくて、スマートフォンがこの場合は必要になってくるわけですね。読み取って、それを商品を買うときにそれを充てるように制度として、マイナポイント制度というのは出される予定になってます。その一連の仕組みがやっぱりきちんと、昨年法律が改正されて、今年5月22日になったということであります。2つだけ申し上げておきます。

1つは、通知カード自体を紛失している。家でなくなってしまったという方とか、そういった相談についてはどのように対応されるのかということと、改めて今、課長がおっしゃったマイナポイント制度についての案内について、極めて具体的ではない、7月から受付を開始し9月から実施の予定になってます。今のところですね。この段階で、具体的な想定をされていないということだろうと思ます。それはもう一回想定を組み合わせ、うきは市民の方々にこういう制度

ですよ。こういうふうにマイナンバーカードを使いますよという説明をどっかでやらないといけないという課題と合わせて、この条例改正というのは必要なことだろう。セットになるだろうと思いますので、その辺を十分に考慮した周知を図っていただきたい。これは改めて要望しておきます。

以上、2点です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 通知カードを紛失された方については、当然、国の法律ではもうなくなってますので再交付はできませんけれども、マイナンバーが入った住民票を取ることで、マイナンバーは確認することはできます。通知カードがなくてもマイナンバーカードの取得というのは可能でございますので、早くマイナンバーを取得していただくように、そちらのほうで対応していきたいというふうに思っております。

それから、マイナポイントの制度については、広報等ではお知らせするようにはしておりますが、先ほど言われたように、そういう厳しい方とかお年寄りの方とか、その辺りに格差が出ないように、なるべく格差が出ないように十分対応していきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

日程第21. 請願の委員会付託

○議長（中野 義信君） 日程第21、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

連絡いたします。明日6月6日から6月7日まで休会とし、6月8日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。議員並びに職員の皆様、私も初めての日で大変遅くなりました。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後6時05分散会
